平成２３年第１回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第１日目)

平成２３年３月８日（火曜日）　　午前９時３０分開会

第１　会議録署名議員の指名（４名）
第２　会期の決定
第３　行政報告
第４　議案第２１号　オホーツク町村公平委員会委員の選任について
第５　議案第　３号　平成２２年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）について
第６　議案第　４号　平成２２年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
第７　議案第　５号　平成２２年度訓子府町老人保健特別会計補正予算（第２号）について
第８　議案第　６号　平成２２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
第９　議案第　７号　平成２２年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第３号）について
第１０　議案第　８号　平成２２年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
第１１　議案第　９号　平成２２年度訓子府町水道事業会計補正予算（第３号）について
第１２　平成２３年度予算案の提案にあたって（一括議題及び各議案の提案理由の説明）
第１３　議案第１６号　訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について
第１４　議案第１８号　町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
第１５　議案第１９号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第１６　議案第２０号　職員の給与の特例に関する条例の制定について
第１７　議案第１０号　平成２３年度訓子府町一般会計予算について
第１８　議案第１１号　平成２３年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
第１９　議案第１２号　平成２３年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
第２０　議案第１３号　平成２３年度訓子府町介護保険特別会計予算について
第２１　議案第１４号　平成２３年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
第２２　議案第１５号　平成２３年度訓子府町水道事業会計予算について

○出席議員（９名）

１番　佐藤静基君	２番　河端芳惠君
３番　山本朝英君	４番　川村　進君
５番　小林一甫君	６番　橋本憲治君
７番　工藤弘喜君	８番　西山由美子君
９番　上原豊茂君	

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田　彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八鍬光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林　秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
会計管理者	三好寿一郎君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野　宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	谷本茂樹君
監査委員	山田　稔君
選挙管理委員長	田古　久君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷　勇君
議会事務局主任	小林　央君

開会　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君）　皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成２３年第１回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君）　直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君）　日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷　勇君）　それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が２１件であります。その他、請願が１件、報告が３件であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君）　以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、議長において、８番、西山由美子君、９番、上原豊茂君、１番、佐藤静基君、２番、河端芳惠君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月１７日までの１０日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、会期は１０日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（橋本憲治君）　日程第３、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君）　おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきました

ので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、第１回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき改めてお礼申し上げるものでございます。

平成１９年５月１日から私は町長としての任期を全うしてまいりました。同じく各議員の皆さんも５月から議会活動の中で、ご活動をされてきた今日（こんにち）でございますが、本定例会をもちまして私の任期も各議員の皆様の任期も終了ということでございますので、改めて真摯に襟を正して最後の議会に臨む決意でございますので、お力添えを賜りますようお願いを申し上げるものでございます。

本定例町議会にあたり提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に平成２２年度各会計の補正予算につきましては、整理予算と国の追加経済対策に伴う農業基盤整備事業の繰り越し予算でございます。

一般会計、歳入の主なものといたしまして、農業所得の増加による個人町民税の増額補正。

さらに、地方交付税の留保分の増額補正。

さらに、第１回臨時会で補正させていただきました総務費、国庫補助金の住民に光をそそぐ交付金の２次配分に伴う増額補正。

さらに、町債では、本年度創設の過疎債ソフト事業版の過疎地域自立促進特別事業債の補正を計上し、総額１億５，５２９万９千円の増額補正でございます。

次に、一般会計、歳出の主なものといたしまして、まず、議会費では、費用弁償の執行残による減額でございます。

総務費では、各種基金への積立、需用費などの追加及びバス待合施設設置をはじめとする各委託料、バス通学定期運賃補助金の執行残による減額を合わせての追加補正。

民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金、高齢者在宅サービス事業などの追加と後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金、社会福祉協議会活動補助金、障害者福祉事業、老人福祉施設費措置費、子ども手当等及び委託費等の執行残による減額補正。

衛生費では、水道事業会計補助金や塵芥処理事業の精算と各種診査事業などの執行残による減額補正。

労働費では、季節労働者生活資金貸付金利子補給の対象者がいなかったことによる減額補正。

農林水産業費では、国の追加経済対策による農業基盤整備事業負担金の追加と各種農業振興対策事業、下水道事業特別会計繰出金、町営牧場管理運営事業、民有林振興事業、小規模治山事業の執行残による減額補正。

商工費では、運転資金や設備投資が低調なことから中小企業特別融資利子補給補助金の減額補正。

土木費では、町営住宅火災発生に伴う町営住宅修繕料の追加と各種車両運行管理、道路河川維持管理事業、公営住宅改修事業などの執行残による減額。

消防費では、消防組合負担金、災害対策費の減額補正。

教育費では、訓小スクールバンドの全日本リコーダーコンテスト出場に伴う派遣費補助

金の追加と図書館図書購入費などによる追加、訓子府高等学校教育振興会議交付金、語学指導助手配置事業、各学校、幼稚園及び社会教育施設管理経費などの執行残による減額補正。

公債費では、平成２１年借入金に係る長期債利率低下及び一時借入金利息の執行残による減額補正。

給与費では、給料、退職手当組合負担金の追加、人事院勧告に伴う共済費、時間外手当などによる人件費の減額補正。

これら一般会計では、繰越予算を含めて、１億５，５２９万９千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、特別会計及び事業会計についてですが、最初に、国民健康保険特別会計につきましては、国保総合システム構築経費負担金の追加と一般被保険者高額介護合算療養費、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、特定健康診査などの減額と合わせて、８８１万５千円の減額補正。

老人保健特別会計につきましては、医療費の繰り戻しによる一般会計への繰出金の追加、医療給付費などの減額と合わせて、５７万５千円の増額補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、健康診査助成金、医療広域連合の保険料等納付金など５９万９千円の減額補正。

介護保険特別会計につきましては、居宅介護、介護予防福祉用具購入費、包括的支援事業介護予防ケアマネジメント事業一般会計繰出金の追加と介護認定審査会認定調査費、施設介護、介護予防、高額介護、高額医療合算介護等の各種サービス給付費などの減額を合わせて、２，６４１万７千円の減額補正。

下水道事業特別会計につきましては、各種維持管理経費、農業集落排水、個別排水処理浄化槽設置工事などの執行残により、２３４万６千円の減額補正。

水道事業会計につきましては、３条予算であります収益的収入及び支出では、各種維持管理経費の執行残を合わせて、７５３万６千円と４条予算であります資本的収入及び支出で代替水源施設整備事業等の執行残を合わせて、１，１２５万９千円の減額補正。

次に、平成２３年度の各会計予算についてでございます。

一般会計予算をはじめ、４つの特別会計及び水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

平成２３年度は、統一地方選挙の年でありますので、政策的で主要な事業につきましては、町制を担う新しい体制で明らかにされるものと考えておりますが、経常的な費用につきまして、厳しい財政状況の中、住民の福祉の増進に配慮しながら財政健全化戦略プランに基づいた骨格予算となっていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、条例改正等についてですが、政策的に行ってきた町長給与削減、副町長を置かないことなどを私の任期である４月３０日をもって、正常化するため「訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例」の廃止。

「町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正。

職員の交通事故防止に関する規定の改正に伴い、減給期間を延長する「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」の一部改正。

職員の給与関係を平成２１年度、平成２２年度人事院勧告に併せ改正する「職員の給与に関する条例」の一部改正。

また、職員給与につきましては、平成２０年４月から３年間職員の協力の中、４％を削減してまいりましたが、地方財政は依然と厳しく先を見通せない状況にありますので、職員の協力を得て、平成２３年４月から２％を削減するため「職員の給与の特例に関する条例」の制定など合わせて、５本の条例改正等を提案させていただいているところでございます。

次に「北海道市町村総合事務組合」、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」に、広域紋別病院企業団が新規加入することによる規約変更２本の議会議決。

網走支庁管内町村公平委員会委員１名の任期満了に伴う、その選任の同意をお願いするところでございます。

以上、２１本の案件の詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第１回定例町議会開会のあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

訓子府小学校のスクールバンド全国大会出場に係る報告でございます。

本年１月１１日、全道リコーダーコンテスト合奏の部において、訓子府小学校スクールバンドが金賞となり、北海道新聞社賞を受賞し、全国大会への切符を手に入れ出場することになりました。

全国大会となる第３２回全日本リコーダーコンテストは、３月２７日東京都江戸川区総合文化センターで開催されますが、出場メンバーの２３人は、連日一生懸命練習に励んでいるところでございます。

町としても、この全国大会出場にあたり、大会派遣のための補正予算をこの度の定例町議会において、計上しておりますが、この件につきましては、後ほどご審議いただければと思うところでございます。

議員の皆様には、新年に開催された公職者新年交礼会や全国大会出場壮行演奏会で、既に演奏をお聴きになっていることと存じますが、全国大会でも美しい音色を奏でることができますよう温かい応援をよろしくお願いいたします。

以上、訓子府小学校スクールバンド全国大会出場にかかる行政報告をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、私が第３回定例会、あるいは第４回定例会の一般質問の答弁等でしておりますように、私自身が掲げたマニフェストの総括、あるいは説明をすることのお約束を議会の答弁でさせていただきました。若干の時間をお借りして、お手元にアウトラインと言いましょうか、おおよそやってきた中身についての資料を配付させていただいていると思いますが、それに基づきまして、主だったものの説明をさせていただきたいと思います。

平成１９年５月から深見町政を引き継ぎ、町政を担うことになり、平成２３年４月までの４年間、町民の皆様をはじめ議員各位の多大なるお力添えをいただき、まもなく任期を終えようとしているところでございます。

顧(かえり)みますと平成１９年４月は、平成１１年７月に成立した「地方分権一括法」による国

の機関委任事務を廃止し、地方自治法をはじめとする関係法令の改正が行われ、平成１５年６月には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００３」が閣議決定、３年間で概ね４兆円の国庫補助金、負担金を廃止・縮減し、相当額を基幹税を基本に税源移譲する「三位一体改革」がスタートした年でございます。同時に、平成１７年４月「市町村合併の特例に関する法律」（合併新法）が５年間の時限立法として施行され「平成の合併」の嵐が全国的に吹き荒れ、「地方自治制度」「地方分権」「道州制度」等が議論された時代でもあります。

また、北海道夕張市などの産炭地を中心とした財政破綻問題を契機に、新しい自治体再建法や地方財政再生制度、「地方財政健全化法」が制定され実質公債比率、将来負担比率等の指標に基づき国や北海道の勧告、指導が強化されてきたことはご存じのとおりです。結果的に、平成１１年度では全国３，２３１市町村だったのが、平成１９年度には１，８０４市町村に、北海道では２１２市町村が１８０市町村に減少する状況になりました。

本町は、平成１５年１１月１３日第２７次地方制度調査会答申、１万人の人口要件を受け、留辺蘂町、置戸町との３町の枠組みで合併検討を確認、平成１６年１月には３町の枠組みでの合併協議は困難と判断し、平成１６年３月置戸・訓子府任意合併協議会を設置、同年９月には法定協議会へ移行し、両町による事務協議、新町の名称、役場の位置、合併協定の協議などが積極的に行われましたが、住民投票条例制定請求の動きやその後の住民アンケート等の結果を踏まえ、平成１７年１月の臨時議会において、置戸町との合併を断念することになりました。

国と地方との厳しい財政状況と「官から民へ」「国から地方へ」「地方分権」が叫ばれ、世論が形成される中での合併問題は、政府、総務省や全国町村会の評価を待つまでもなく、多くの自治体や住民から「地域とは自治とは何なのか」を改めて考えるきっかけになり、全国、北海道の各地の自治体や住民が合併について、真剣に議論したことは、訓子府町に引き寄せて考えても貴重な財産と思えてなりません。

私が町長に就任した平成１９年は、こうした真剣な議論の到達点として、日本国憲法や地方自治法の精神を踏まえ、改めて「安心した生活を支える医療と福祉、教育を公的に保障し整備する」「町民が手をつないで連携し、支えあう文化的施設や図書館、道路などの生活環境を整備する」さらに暮らしの土台である「農林業や商工業などを応援する」ことが、町民の最も身近な市町村の役割であり、町の仕事であることを町民の皆さんと確認し、新しいまちづくりをスタートした４年間と思えてなりません。

私のマニフェストでは「みんなで創る訓子府の元気」を掲げ「お願い」から「約束」へを目標に９項目の緊急提言と町長の給与の引き下げ、当面の間、副町長を置かないこととしました。後段の私自身の給与の引き下げと副町長を置かない点につきましては、これまでの議会で説明をさせていただいておりますが、財政問題を基本に「当面」とは、任期である４年間とさせていただきました。これらは、いずれも「特別職報酬審議会等の答申との関わり」「管内首長との比較」さらに副町長配置についても「町長の健康問題」「町長、職員の権限、職務の加重」「事務管理の不十分」等々の賛否両論の意見が出されました。

これら反省点を踏まえながら、人件費は職員の削減分も含め、この４年間で、１億６，６００万円の効果を表すことができました。

さらに、職員の意識改革、各課間の連携相談の充実などの成果を確認することができま

す。今後の考え方については、条例の附則を削除し、まずは本来の形に戻し町議会、議員の皆様に提案し決定していただく考えでおります。

マニフェストの１番目にありました「平成１９年度中に、正確な町の財政分析をおこない平成２０年度には、将来見通しがもてる《財政再建計画》を作成し、懇談会を開催します。財政状況を正確につかむため企業会計制度に学びバランスシートの作成に努めます。」とお約束をさせていただきました。

平成１９年度から平成２１年度までの３年間継続し、都留（つる）文科大学講師大和田一洸（いっこう）氏を講師に迎え「財政分析の実践」「財政健全化の指標」「財政分析のまとめ」と題し、町民の皆様はもとより議員各位、職員を対象に公民館講座や職員研修会として開催し、延べ３３３名の参加を得たところでございます。このことは、平成２０年度に作成した「訓子府町財政健全化戦略プラン」の策定と財政効果目標を定め、実績を公表し、さらに町の財政状況を「町広報」や「まちづくり懇談会」で公表、説明し、町民の皆様に現状の把握とご理解をいただいているところです。

さらに平成２１年度には、公会計システムを置戸町と共に導入し、平成２０年度決算をもとにバランスシート等を作成し、現在、自治体財政、資産を町民の方に正しく理解をいただくための公表方法、町民周知などの内容についての事務的な精査を現在続けているところでございます。

２点目の「平成２０年度を目標にまちの憲法ともいえる町民基本条例（仮称）の制定を目指し、町民の総意で、町の将来を決めるシステムを確立します」と掲げさせていただきました。

町民、行政、議会の役割と責任を明確にし、町の将来や重要案件を住民投票条例も視野に掲げ、平成２０年６月から２２年３月まで町民３８名による「まちづくり委員会」を設立し、アドバイサーとして酪農学園大学教授河合博司氏を迎え、条例作成に向けて熱心な議論を展開し、平成２２年度には「住民参画ビジョン策定事業」として、先進地視察や事例研究を通じて「当面は、条例化を目的とせず、町内会・実践会による住民参画の仕組みづくり」の具体的提案をいただきました。

これらの結果を踏まえて、平成２３年度から「まちづくり推進委員」「まちづくり推進会議」をスタートさせるために、過日、河合教授を講師に町内会、実践会から推薦いただいた２９名の推進委員を対象に説明会を開催させていただいたところでございます。

次年度以降「町予算」をはじめ、町の重要案件、全町的課題の意見交換、町長への提言をしていただく予定でございます。推進会議は、公開制とし、町民のフリー参加や町長、副町長、教育長、課長職の出席を義務付ける予定でございます。

さらに、国の動向を見極めながら「住民投票条例」の制定も視野に入れてまいります。

３点目の「子ども、高齢者、産業、雇用など気軽に相談できる月一度の《何でも相談室》（仮称）を平成１９年度中に開きます。あわせて、夜間の町長室の開放に努めます。」と掲げました。

町長就任後まもなく「福祉何でも相談室」を開設し、福祉保健課業務監を相談室長とし、福祉保健課全体で相談業務にあたっているところでございます。

さらに、毎月一回、午後６時３０分から「夜間町長室」を開設し、農業や暮らし、まちづくりなどの幅広い提案や相談をいただき、８０件の提案と延べにして、１００人ほどの

町長室への参加をいただいております。

これらの中から「ふるさと思いやり寄付金」の創設とふるさと思いやり事業への活用「ふるさと応援団」を発足させ、登録者１２８名に対して、隔月で「応援団だより」の発行と町の物産情報をはじめとした情報提供に努めております。

４点目の「地域単位の《高齢者見守りシステム》や高齢者や町民による地域のたまり場、サロンづくりを町内会、社会福祉団体、ボランティアの皆さんとともに早急に実現をめざします。」と掲げさせていただきました。

超高齢社会の到来は、本町にとっても緊急課題であり、町民の力をお借りしながら、安心した生活を営むため、災害弱者緊急通報装置を継続し設置。平成２２年度から高齢者等緊急医療情報キットケースを配布し、救急救命体制の拡充を進めています。

さらに、地域包括支援センターを中心に、高齢者相談体制を整備し、保健・医療・福祉関係機関、介護サービス事業者、民生児童委員、消防で構成する地域ケア会議専門部会を設置し、支援体制の充実を図っております。

平成２１年７月には、社会福祉協議会にボランティアセンターを立ち上げ、徐々にではありますが活動を展開しているところでございます。

これらに関連して、障がい者外出支援サービス、さらに足の確保、移動手段として、試行ではありますが、乗り合いタクシー（デマントタクシー）やスクールバスへの便乗、さらに通院バスへの補助を実施しております。

この他、平成２２年度からは、喜寿や米寿といった節目の方を招待し、お年寄りが飲食を共にし、歓談交流いただけるよう敬老祭の内容を充実させていただきました。

５点目に「健康、医療、福祉に必要な支援体制を充実させ、計画的に専門職員を含めた職員の用を平成２０年度から始めます。」

退職した保健師の補充をはじめ、社会福祉士の採用、さらに臨時職員として、介護支援専門員の拡充を進めています。特に、保健事業として、通常の各種検診の充実（子宮がん・乳がんの誕生検診枠の拡大、肺がん・ヘリカルＣＴ検診の新規導入、妊婦検診等の拡大）を図りながら、先の臨時議会で、ご承認いただいた子宮頸がん、肺炎球菌、ヒブ系ワクチンなどの全額補助などを継続してまいります。さらにウイルス性肝炎、橋本病重症患者、小児慢性特定疾患などの特定疾患患者等通院交通費助成に加えて、新たに「脳脊髄液減少症」も対象疾患に拡大してきたところでございます。

６点目の「平成２０年度までに子育ての拠点として《子育て支援センター》の設置をおこない子育て支援の充実を図ります。あわせて保護者や保育者の意見を十分に聞きながら、保育園の保育時間の延長や休日保育、障がい児保育の検討を進めます。」と掲げさせていただきました。

平成２０年度開設予定だった「子育て支援センター」は、平成１９年度以来、教育委員会、福祉保健課、さらに幼稚園、保育園の職員をまじえて検討会議を開催し、先進地視察や関係団体、サークルなどとの話し合いを継続し、平成２２年７月から開設に至りました。センターの機能として、子育て支援、子育て相談、一時預かり、学習活動などを展開し、大勢の親と子が学び育ちあい高く評価をいただいているところでございます。

幼稚園の預かり保育や保育園の保育時間については、平成２０年４月から、希望すれば午前７時３０分から午後６時３０分までの預かり延長を実施し、障がい児保育への対応と

して、保育補助員を配置し、受け入れの拡充を進めています。このことは、本町の幼児につきましては、重度の障がいを持った子ども以外は、すべての子どもが幼稚園、保育園に入園できる状況を作り上げたと考えているところです。歴史を振り返るとかつて町内に７カ所あつた保育園は、子どもの減少と共に統合、廃止を重ね、平成２２年度から常設保育所１カ所の開設としました。季節、へき地保育園に勤務していた保育士については、継続して臨時保育士として採用し、保育の充実を図っているところでございます。

７点目の「乳幼児からの食育を進め、平成２０年度から生産者の顔が見える学校給食を発展させ、栄養教師などによる《食育》を学校と相談しながら、実現に努めます。」と掲げました。

町管理栄養士を中心に、各種栄養相談を実施し、子育て支援センターをはじめＮＰＯ法人きらきら本舗などと連携しながら、栄養相談や食育事業を実施しているところでございます。平成２０年度から給食センター栄養士を栄養教諭として配置し、地元食材を活用した給食の実現と「くんねっぷを食べよう」など町内農業者と共に、ご寄贈いただいた農産物を活用した料理講習の実施など、食育活動を各学校を中心に展開しているところでございます。

８点目の「農業、商工業、自営業などすべての産業について《実態調査》を行い消費者も参加する《地域経済懇話会》（仮称）を開いて、地域経済活性化や雇用創出に向けた緊急政策を実現します。」と掲げさせていただきました。

農業、商工業の実態、課題を把握することは、町政推進に関わる重要項目と位置づけ、平成１９年には、商業・サービス業振興対策懇談会を開催し、翌年には北海学園大学による商工業振興調査を実施、報告会などを開催しています。平成２１年度には、北海道大学農学部と戦略的大学支援事業・北大サテライトを本町に設置し、各種調査をはじめ、農産物加工相談員と研究員、さらに農業者と連携した交流プロジェクトに取り組んでいます。

また、元気なまちづくり総合補助金制度の創設をはじめ、緊急雇用対策、旧訓子府駅等活用による商工会事務所の移転、チャレンジショップの出店、ファーマーズマーケットやフリーマーケットの開催を促進、支援しています。

ここ数年は、年末等のプレミアム商品券や売り出し抽選券への補助、新たに住環境リフォーム制度など商工業の振興支援を進めています。

基幹産業である農業についてもＪＡきたみらいと共に農業基盤整備をはじめ各種施策の継続支援を進め、特に、担い手対策や後継者育成のために置戸町と連携し、産業後継者教育推進事業を進め、道外先進地視察等を実施しているところです。

これら人づくりや産業振興策を北海道の支援を受け、地域再生プロジェクトとして、総合的に推進しているところでございます。

最後の９点目でございます。「町民と行政との「協働」は町民の喜びが生きがいとなる町職員の奉仕を土台に住民活動への支援（町内会、実践会への担当職員配置など）を進め、子どもから大人までのボランティア教育とボランティアセンターを設置します。」と掲げさせていただきました。

町民全体の奉仕者である職員は、まちづくり推進の上で、重要な役割と責任が伴う職種でございます。

４年間の定例町議会でも議員の皆様から、職員の姿勢、資質の向上等に関わる質問を多々いただきました。私は、その度に「町民の目線に立つ」「町民の苦しみは、わが苦しみとして」「町民を励ます」等々の考え方を答弁させていただき、職員にも研修等の機会あるごとに町民の期待に応える職員像を訴え、浸透してきているところでございます。平成２０年から地域担当職員制度を導入し、地域要請に応えた高齢者世帯などへの訪問や住民活動への支援を手掛けております。先の説明と重複しますが、各学校を中心としたボランティア活動、さらには、社会福祉協議会によるボランティアセンターの活動、各学校の部活動やスポーツ少年団等での指導、指導者派遣など今後も幅広い活動が展開されるものと期待しているところです。

まだまだ不十分ではございますが、不足の点につきましては、行政報告や一般質問を通じて、ご質問をいただき答弁させていただくことを考えております。私のマニフェストは、一般質問の答弁でもおよそ８０％の実現をみたとお話をさせていただきました。まだまだつめていかなければならないこと、さらに発展させていかなければならないこともございますが、民主党政権が迷いとぶれが生じ、マニフェストのあり方が全国的に真価を問われている状況でありますが、私自身は、この４年間を通じ、掲げた９項目のマニフェストのお約束、プラス２の副町長の問題等を含め、誠心誠意、全力投球で駆け巡ってきた４年間と自分自身を顧（かえり）みているところでございます。改めて、本議会を通じ、皆様方から、ご質問をいただき、その４年間の反省に立った上で、次の町政を担う方にバトンタッチしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君）　ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間質疑することを許します。

質疑は、１人２回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第２１号

○議長（橋本憲治君）　次に、日程第４、議案第２１号　オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書７３ページでございます。

町長。

○町長（菊池一春君）　引き続きまして、オホーツク町村公平委員会委員の選任につきまして、人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

議案書の７３ページをお開きください。

議案第２１号　オホーツク町村公平委員会委員の選任についてをお諮りさせていただきます。

この件につきましては、本年３月３１日をもって任期満了となるオホーツク町村公平委員会委員の同意をお願いするものでございます。

本議案でご提案申し上げますのは、オホーツク町村公平委員会委員に田中誠氏を選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。

田中氏は、昭和１０年のお生まれで、現在７６歳でございます。北見市端野町にお住まいで、平成４年に旧端野町長に就任され、４期目の平成１８年３月５日に北見市との合併に伴い、ご勇退されている方でございます。数十年に及ぶ豊富な行政経験やオホーツク公平委員会委員を４年続けられており、適任者と考えております。

なお、参考のために管内のオホーツク町村公平委員会の方々につきましては、田中氏の他に前清里町助役でございました安井敏和氏、さらには前湧別町長でございました奥谷公俊氏の３名で構成されているところでございまして、今回、田中氏は３月３１日で満了になります。適任者と考えておりますので、選任のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。１人３回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

４番、川村進君。

○４番（川村　進君）　反対したいと思います。昭和１０年生まれは７６歳、７７歳です。正常な状態で物事を考えられる年齢を超えていると思います。公平委員は、何をやられるのかわかりませんが、７６歳、７７歳から４年間やって８１歳です。この年では、正常なものの考え方は、無理なような気がします。保守的になり、他の人が言ったものをわかった、わかったと聞いている。自分の意見を言わない。今までの経験で私たちもいろいろな会に所属したり、いろいろしていますが、大体、７３歳から７５歳までが限度との判断です。７６歳から８０歳では、年齢的に無理であると思われるので反対します。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

９番、上原豊茂君。

○９番（上原豊茂君）　９番、上原です。いろいろな意見はあると思いますが、先ほど、田中氏以外の公平委員の方の名前も挙げていただきました。ぜひ、ここで安井氏、奥谷氏の年齢等についてもお示しをいただければと思います。私は、年齢的なことだけで単純に判断するのは難しいと思いますが、たまたま、そのような意見が出たので、ぜひ他の方の年齢もお示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　年齢構成にもきっと配慮していると私は思っているのですが、田中誠氏は、先ほど申し上げましたように昭和１０年１２月７日、川村議員ご指摘のとおり誕生日がきて７６歳で今は７５歳です。安井氏は、昭和１３年９月１８日の７３歳です。奥谷氏が、昭和２４年８月８日です。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

２番、河端芳惠君。

○２番（河端芳惠君）　年齢だけで判断するのも酷かと思います。日野原重明聖路加国際病院理事長のような１００歳でかくしゃくとした方もおりますし、ただ、ここに任期は出ていなのですが、任期はいつまでなのか、お知らせ願います。

○議長（橋本憲治君）　町長。

○町長（菊池一春君）　平成２３年３月３１日で任期満了となり、平成２３年４月１日から４年間の任期でございます。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
　１番、佐藤静基君。
○１番（佐藤静基君）　１番、佐藤です。この公平委員の仕事を詳しくは存じませんが、私個人的に、この田中氏とは大変好意にさせていただいております。端野町長の時代から、いろいろと私が行政活動に参加している時点から、十分承知しておりますし、最初の議員さんは、おそらく健康上の心配をされたと思うのですが、これは当然、田中氏自身も、皆さんもそうだと思いますが、やはり自分の健康というものは、このような役を受けるにあたっては、相当やはり熟知といいますか、考えてのことだと思いますし、私は、適任者であると考えておりますので、この方の推薦に賛成したいと思います。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
　お諮りいたします。
　討論については、議会運営基準に基づき省略し、ただちに採決いたしたいと思います。
　これに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。
　よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。
　これより、議案第２１号の採決をいたします。
　本案は、原案のとおり同意することに、賛成諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
○議長（橋本憲治君）　賛成者多数であります。
　よって、本案は、原案のとおり同意されました。

◎議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、
議案第８号、議案第９号

○議長（橋本憲治君）　この際、日程第５、議案第３号、日程第６、議案第４号、日程第７、議案第５号、日程第８、議案第６号、日程第９、議案第７号、日程第１０、議案第８号、日程第１１、議案第９号は、関連する議案なので、一括議題といたします。
　各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。
　議案第３号から、順次説明を願います。
　企画財政課長。
○企画財政課長（山内啓伸君）　議案第３号　平成２２年度訓子府町一般会計補正予算（第７号）の説明を申し上げます。議案書の１ページでございます。
　今回の補正は、第１条にありますように１億５，５２９万９千円を追加し、歳入歳出それぞれ４３億１，９３６万５千円とするものでございます。
　この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、２ページ以降のとおりでありますが、これについては、ご覧をいただくこととし、後ほど６ページ以降の事項別明細書によ

り、その内容を説明させていただきます。

第２条では、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第３条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第２表及び第３表により、説明をさせていただきます。

それでは、４ページの第２表、繰越明許費について説明をいたします。

まず、６款の農林水産業費にあります道営事業につきましては、事業主体である北海道において、平成２３年度に繰り越して実施することになったことを受け、繰り越しするものであります。

また、１０款、教育費にあります知の拠点整備事業３０万円につきましては、２月の臨時町議会で補正させていただき、今回追加補正を提案しております「住民生活に光をそそぐ交付金」の対象事業であり、年度内では事業期間が短く事業が終了しない見込みのため、２３年度に繰り越ししようとするものであります。

なお、この繰越明許費の説明資料としましては、２４ページに繰越明許費に関する調書を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

次に、５ページの第３表、地方債補正についてでありますが、まず、上の表は、これまでにご決定をいただいておりました起債事業について、それぞれ対象事業費が確定したことに伴い、借入限度額を変更するものであります。

下の表にあります過疎地域自立促進特別事業債につきましては、本年度に新設された過疎債のソフト事業版であり、既定予算の財源を一般財源などから振替充当するものであります。

ここで、２５ページにあります地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をご覧ください。右端の欄の下から３行目にありますように、平成２２年度末の現在高見込額は、５４億５，４４７万１千円となっております。

続いて、６ページ以降の歳入歳出予算補正 事項別明細書について、説明をさせていただきます。主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は、事務事業の実績あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算でありますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきたいと思います。

特に、歳入については、説明欄の記述により、歳出の補正予算見合いであることが分かるもの、あるいは単なる決算見込みによるものなどについては、説明を省略させていただきますので、予めご了承いただきたいと存じます。

まず、６ページの歳入では、１款、１項、１目の個人町民税で２，２３７万２千円を増額しておりますが、要因としては、農業所得の増加によるものであります。

次に、９款、地方交付税で普通交付税を６，４３８万７千円追加してございます。これについては、普通交付税の実績を基に追加するものでありますが、３月下旬に交付される特別交付税に不確定要素があることから、約２千万円を留保し、追加計上するものであります。

次に、１１款、１項、１目、農林水産業費分担金につきましては、道営畑総事業に係る農業費分担金の増額でありまして、２地区の繰越事業分を除く事業費の確定に伴い、合わせて３５９万４千円を増額するものであります。

次に、２項、１目、民生費負担金の１節、社会福祉費負担金で、１４万６千円を減額し

ておりますのは、説明欄に記載しております事業に係る負担金でありまして、それぞれ歳出予算に連動しての計上であります。

７ページにまいりまして、１２款、１項の使用料については、それぞれ決算見込額での補正計上でありますが、２目、民生使用料の２節、温泉施設使用料、１１９万円の減につきましては、入浴客が減少したことによるものであり、４目、農業使用料の１節、農業施設使用料、４８万２千円の減につきましては、口蹄疫の影響で北見管外牛の町営牧場への受け入れを控えた影響であります。

６目、土木使用料の３節、住宅使用料については、全体的に入居率が高く推移したことから、合わせて１９９万５千円を計上しております。

次に、１３款、１項、１目、民生費国庫負担金の２節の被用者児童手当負担金から８節の児童手当及び子ども手当特例交付金までの補正については、児童手当支給区分ごとの児童数等の確定に伴う増減であり、その下の９節、国民健康保険基盤安定負担金については、国保税の軽減額に係る国庫負担金の確定に伴う増額であります。

なお、これらに連動して、８ページの中ほどにあります民生費道負担金においても同様の理由で追加または減額の計上をしてございます。

次に、２項、１目、民生費国庫補助金の１節、社会福祉費補助金７８万９千円の減額につきましては、地域生活支援事業に係る補助上限の設定などによる減額計上であり、２節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金１６２万１千円の追加計上につきましては、子育て支援センターなど交付金対象事業の増加によるものであります。

次に、３目、土木費国庫補助金の１節、住宅費補助金の公営住宅整備事業費補助金の追加は、補助率が４５％から５０％へかさ上げされたことによる計上で、一番下の公営住宅家賃対策補助金については、単身者住宅の家賃を町の政策的な配慮によりまして安価に設定していることから、差額分が補助されるもので、本年度についても事業継続が決定になったことから、計上するものであります。

８ページになりますが、２節、道路橋梁費補助金の除雪費補助金につきましては、雪寒指定路線除雪経費が、国の補助金予算枠の拡大により、本年度から補助対象になったため補正計上するものであります。

次に、５目、総務費国庫補助金の１節、総務費補助金の住民生活に光をそそぐ交付金の追加は、２月議会で１，０４７万９千円を計上した交付金の２次配分で、今回補正提案の全国リコーダーコンテスト出場に係る補助金の財源とするほか、２月に計上した交付金事業の一般財源分を振替充当するものです。

次に、１４款、２項、１目、総務費道補助金の１節、総務費補助金で、地域づくり総合交付金につきましては、交付額の決定による１７０万円の追加であり、その下、森林環境保全整備事業補助金でありますが、地拵（じごしら）えが補助対象となったため、１１０万円を追加計上するものであります。

次に、２目、民生費道補助金の１節、社会福祉費補助金で、障害者福祉費補助金１８４万１千円の減額につきましては、国庫補助金と同様に地域生活支援事業に係る補助上限の設定による減額のほか、運営安定化事業、通所サービス事業、新事業移行促進事業など事業量の増減によるものであります。

９ページにつきましては、実績に伴う増減であり、説明を省略させていただきます。

１０ページ、１６款、寄付金につきましては、それぞれ実績に基づき追加計上するものでありまして、２目、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金につきましては、７名からいただいた総額１６５万５千円から当初予算計上分の１万円を差し引いた１６４万５千円を計上しており、同額を歳出のふるさとおもいやり基金積立金に計上しております。

また、４目の教育費寄付金１０万円の追加につきましては、図書購入のための寄付でありますので、同額を歳出の図書館費で「光交付金」とは別に備品購入費として追加計上しております。

１７款、１項の基金繰入金のうち、２目の社会資本整備基金繰入金については、基金充当事業の事業費確定に伴う減額であります。

３目、産業後継者育成基金繰入金につきましては、財源を道費の地域づくり総合交付金へ振り替えたことの伴い、基金を取り崩す必要がなくなり１４０万円を減額計上しております。

４目の鉄道跡地整備等基金繰入金につきましては、バス待合施設が道道工事の関係で翌年度に繰り延べとなり、また、通学定期助成には、過疎債ソフト事業版を充てることとしたことから、今年度は基金繰入を見合わせることとして予算計上した１，０３６万２千円全額を減額しております。

その下の６目、ふるさとおもいやり基金繰入金６０万円の計上につきましては、積み立てた１６５万５千円のうち、寄付をいただいた方の意向に基づき、３事業になりますが、１つ目は、元気なまちづくり総合補助金、２つ目は、子育て支援センター運営費、３つ目は、町民芸術劇場開催経費へそれぞれ２０万円ずつ充てさせていただくため、当該寄付金６０万円を繰り入れしようとするものであります。

なお、残り１０５万５円については、次年度以降の事業に充てたいと考えております。

次に、２目、他会計繰入金の１目、老人保健特別会計繰入金１０７万３千円の追加につきましては、老人保健特別会計に預金利子、医療機関返納金、２１年度審査支払手数料が生ずるため、一般会計に繰り入れするものであります。

また、３目の介護保険特別会計繰入金につきましては、地域包括支援センター職員人件費分の繰入金として６５万９千円を追加するものであります。

次に、１つ飛びまして、１９款、４項、１目の受託事業収入の１節、後期高齢者医療広域連合受託事業収入で、健康診査受託金、１８万９千円を減額しておりますのは、受診者の減少によるものであります。その下の５項、１目、農業生産基盤整備事業推進交付金にあります持続的農業・農村づくり促進特別対策事業交付金２９９万円の追加につきましては、２地区の繰越事業分を除く事業費の確定に伴うものであります。

次に、６項、５目の雑入にまいりまして、まず、介護保険収入２６万１千円の減額につきましては、町が行う介護予防支援のケアプラン作成に係る介護保険収入であり、当初予算では４９２件を見込んでおりましたが、４２３件におさまる見込みであることから減額するものであります。

その下の地域づくり研修会開催支援金につきましては、公民館講座への北海道市町村振興協会からの支援金２０万円の計上であります。

１１ページにまいりまして、高額医療費の対象の増に伴い、重度心身障害者及び乳幼児の医療費高額療養費等がそれぞれ追加計上となっております。

いきいきふるさと推進事業助成金７７万円の計上につきましては、北海道市町村振興協会からの助成金でありまして、申請どおり「よくばり健康プログラムや若がえり学級をはじめとする生涯健康づくり事業」に対し、助成が受けられる見込みとなったため計上するものであります。

北見地区スクラムミックス事業精算金還付は、平成２１年度事業確定に伴う還付金１０６万７千円の計上であり、次の町村有建物災害共済共済金につきましては、２月上旬の末広団地一部消失に係る共済金、想定金額になりますが７０万円を計上するものであります。

次に、２０款の町債につきましては、第３表のところで説明しましたとおりですが、１項、１目、衛生債の１節、上水道整備事業債は、出資対象事業費の増により、その３分の１に当たる２０万円を追加するほか、５目に計上しました過疎地域自立促進特別事業債として、新たに５，４６０万円を計上するなど、それぞれ起債対象事業費が確定したことによる補正でありまして、総額で５，９６０万円を追加計上するものであります。

○議長（橋本憲治君）　歳出は、後ほど入ってもらいたいと思います。

ここで、午前１０時４５分まで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩　午前１０時３２分
再開　午前１０時４５分

○議長（橋本憲治君）　休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君）　続きまして、１２ページからの歳出の補正について説明いたします。

まず、１款の議会費につきましては、実績に基づき旅費を減額するものであります。

２款、１項、１目、一般管理費では、経費区分６、庁舎等維持管理経費の１１節、需用費で灯油単価の上昇や外部掲示板ガラス修繕などにより、予算に不足が生じたことによる追加であり、１８節、備品購入費は、裁断機が使用不能となったため、購入経費４０万２千円の計上であります。

経費区分９、情報管理事業の１１節、需用費で、印刷製本費の２０６万３千円の追加は、基幹系新システムの導入に伴い、帳票類が変更となることから、購入経費を計上するものであります。

次に、経費区分１０の各種基金積立金につきましては、それぞれ歳入で説明した寄付金や基金の利子を積み立てるほか、過疎地域自立促進特別事業債を既存一般財源に充当したことや普通交付税の留保分の計上などを財源に減債基金、社会資本整備基金、地域活性化基金に予算積み立てすることとし、合計２億１０８万２千円の追加となっております。

この積み立てを行った後の各基金の年度末保有見込額につきましては、資料１として、別に配付した資料がありますので、後ほどご覧をいただければと思います。

次、１３ページにまいりまして、３目、財産管理費の経費区分１、町有施設維持管理経費は、経年劣化による修繕経費の追加であり、４目、公有林管理費の経費区分２、町有林整備事業（補助）の委託料は、実績に基づく執行残の計上であります。

次に、８目、企画費の経費区分１、地方交通対策経費の委託料、バス待合施設設置業務

の減額につきましては、歳入で説明のとおり日出地区道道工事に関連しての延期であり、町内移動交通システム試験運行業務については、経費を要する事務が発生しなかったため予算全額の減額であります。

次に、３項、１目の戸籍住民登録費の経費区分１、戸籍住民登録事務費では、公的個人認証サービス機器環境整備に係る経費を計上しておりましたが、２３年度に町村会等で共同調達することとなったことから、本年度の実施を見送り、改めて新年度予算に計上することとしております。

次、１４ページの３款、１項、１目、社会福祉総務費にまいりまして、経費区分２の国民健康保険特別会計繰出金１，９２４万２千円の追加につきましては、保険基盤安定負担金や出産育児一時金など、いわゆるルール分の繰り出しに係る減額３１２万５千円と国保会計の財源不足額の補てんに伴う追加分２，２３６万７千円との差し引き額を計上するものであります。これに伴いまして、国保会計への財源不足補てん分予算額は、既存の予算と合わせて３，９３２万８千円となっております。

その下の経費区分５、社会福祉協議会活動費補助金、１７５万８千円の減額計上につきましては、自主財源の増と職員の退職による１月分の人件費を含む事務費の減少によるものであり、経費区分８、障害者等福祉事業から経費区分１２の障害者自立支援特別対策事業につきましては、それぞれ説明欄に記載しております事業の利用実績に基づき、追加あるいは減額計上をするものであります。

次、１５ページにまいりまして、２目の老人福祉費の経費区分５、居宅介護支援事業費につきましては、社会福祉協議会が行っております居宅介護支援事業の収支不足額に対する補助であり、決算見込額を基に１３７万９千円を減額計上しております。

経費区分６の老人保護措置事業の老人福祉施設措置費については、新規１名を見込み予算計上しておりましたが、５名にとどまったため、２１１万７千円を減額するものであります。

経費区分７の高齢者在宅サービス事業につきましては、説明欄にある事業の利用実績を基に追加あるいは減額計上をするものであります。

経費区分８の介護保険特別会計繰出金４４５万５千円と１６ページの経費区分１３の後期高齢者医療特別会計繰出金７３万９千円の減額計上については、それぞれ、繰り出し基準に基づく決算見込額を基に補正するものであります。

３目、温泉保養センター費では、管理清掃業務の入札減など委託料９４万円の減額計上であります。

２項、３目、児童福祉施設費の経費区分１、常設保育所運営事業では、入園園児数が少なかったことにより、代替保育士賃金、賄材料費、合わせて２２７万８千円の減額であります。

４目、児童措置費では、児童手当、子ども手当関係で実績に伴う補正計上であります。

次に、４款、１項、１目、保健衛生総務費にまいりまして、経費区分９の水道事業会計補助金、１８万２千円の減につきましては、共済負担率改正に伴う水道事業職員の人件費分として減額計上するものであり、経費区分１０の水道事業会計出資事業については、代替水源施設整備に係る出資対象事業費が確定したことから、３分の１にあたる４，４６２万９千円を出資するもので、当初予算との差額１５万２千円の追加計上であります。

１７ページ、中段の２項、２目、塵芥処理費の経費区分１、塵芥処理事業にまいりまして、１１節の消耗品費７８万３千円の減額につきましては、指定ごみ袋の購入枚数の減少及び単価の減額によるものであり、１３節、資源ごみ及び可燃ごみ処理業務に係る委託料の増減は、平成２１年度処理費の精算による計上であり、１９節、留辺蘂町外２町一般廃棄物広域処理負担金につきましては、決算見込額をもとに減額計上してございます。

次に、６款、農林水産業費にまいりまして、１項、３目、農業振興費の経費区分２、農業振興事業の１９節の農業技術対策事業では、にんにく産地確立に係る実績の減であり、農業振興対策事業では、馬鈴しょ優良品種定着促進の計画に対する実績の減による減額となっております。一番下になりますが、２２節の気象（湿害）災害対策資金利子補給については、資金借入額の確定と共済金受入に伴う繰上償還による減額であります。

１８ページ、経費区分３、農業後継者育成事業にあります農業後継者育成事業補助金につきましては、国外研修の参加実績がなかったことから、５０万円全額を減額計上しております。

５目、農業基盤整備事業費では、経費区分１、農業基盤整備事業で繰越事業を除き、道営畑総事業等に係る負担金の確定に伴い、合わせて２８３万４千円の追加計上であり、経費区分４の下水道事業特別会計繰出金では、経常経費圧縮により、収支不足額が減少したことから１９６万円を減額計上しております。

１９ページ、７目、牧場費の経費区分３、牧場草地整備事業では、繰越事業の配分があったことから、１，１０２万６千円を追加計上するもので、本年度執行残と合わせて１，３２６万８千円を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、７款、１項、２目、商工業振興費にあります経費区分３、商工業振興対策一般経費の中小企業特別融資利子補給費補助金につきましては、新規の運転資金や設備投資の資金貸し付けが少なかったため１１１万９千円を減額計上するものであります。

２０ページにまいりまして、８款、２項、１目、車両運行管理費、３項、２目の道路維持費と４項、１目、河川総務費については、それぞれ事業費確定に伴う整理予算となっております。

６項、１目、住宅管理費の経費区分１、町営住宅維持管理事業の１１節、修繕料の追加については、末広団地のボヤによる修繕経費１２０万円の計上に加え、ストーブ等一般修繕の増により、合わせて１６５万円を追加計上するものです。

次に、２目、住宅建設費の経費区分１、公営住宅改修事業につきましては、末広団地１棟３戸の改修及び１棟３戸の解体に係る事業費の確定による減額であり、その下の経費区分２、耐震改修促進計画策定事業も事業費確定によるものであり、これらを含めた投資的事業の詳細については、資料２に補正前・補正後として整理し、記載しておりますので後ほど参考にご覧ください。

次に、９款、消防費にまいりまして、１項、１目の消防組合費で、北見地区消防組合負担金として、７５４万１千円を減額しております。この主な要因につきましては、まず、支署費では、経費区分１にある消防職員給与費で、共済負担率の改正に伴い共済費が減額となっております。

また、２１ページの団費では、経費区分１、消防団活動経費にあります９節、旅費で災害等の出動が少なかったことにより、費用弁償２１２万９千円を減額計上しております。

さらに、消防組合繰越金というのがありますが、前年度からの繰越金が、２７７万６千円生じたため、歳出予算から減額するものでありまして、これ以外の整理予算を含め、総額７５４万１千円の減額計上となっております。

次に、１０款、教育費にまいりまして、１項、２目、事務局費の経費区分４、学校教育等一般経費にあります北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金３９０万円の減額につきましては、主に通学対策の生徒数が、予算の９１人に対し６８人にとどまったことのほか、２１年度の入学者が少なかったことによる入学準備支援対策経費が減少したことによるものであります。

次に、２２ページ、２項、小学校費については、すべて整理予算であり、３項、中学校費の１目、学校管理費の経費区分４、学校一般管理事業の７節、賃金については、臨時事務員を新規で採用するに当たり、日額雇用としたため、３４万２千円の減額計上であり、その下の２目、教育振興費の経費区分１、教育振興事業の１９節、部活動等派遣費補助金１３０万円の減額計上については、派遣対象者の減によるものであります。

次に、５項、１目、社会教育総務費の経費区分３、青少年教育推進事業の１９節での大会派遣費の追加は、３月２７日に東京で開催される第３２回全日本リコーダーコンテストへの大会派遣補助金として、訓小スクールバンド２３名、引率者５名の交通費、宿泊費、参加費など実費全額について助成するもので、１９６万４千円の追加計上であります。

３目、図書館費の経費区分２、図書館活動事業では、歳入で説明した寄付による図書購入費１０万円と住民生活に光をそそぐ交付金の２次配分１５０万円の計１６０万円の追加計上であります。

次に、２３ページ、１１款、公債費の１項、２目、利子の経費区分１、長期債利子償還につきましては、２２年５月に借入れを起こしました２１年度債の償還利子確定に伴い、不用額１９８万１千円を減額するものであります。

最後に、１３款、給与費については、主に共済負担率改正に伴うもので、総額で９４１万２千円を減額するものですが、整理予算でありますので、説明は省略させていただきます。

以上、１億５，５２９万９千円を追加する補正予算の特徴的なものについて、説明をさせていただきました。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君）　議案書の２６ページをお開き願います。

議案第４号　平成２２年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第１条にありますように、８８１万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億５７９万９千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の２７ページにあります「第１表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますが、これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、２８ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、２８ページの歳入について説明させていただきます。

第１款、国民健康保険税、第１項、第１目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、１月末における調定額の状況から推計し、１節の医療給付費分７８８万円、３節の後期高齢者支援金分２５６万７千円、５節の介護納付金分１３１万円６千円をそれぞれ追加し、一般被保険者の保険税総額で１，１７６万３千円を追加するものであります。

第２目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、調定額の状況から推計し、１節の医療給付費分４８万２千円、３節の後期高齢者支援金分１５万１千円、５節の介護納付金分３５万３千円をそれぞれ追加し、退職被保険者等の保険税総額で、９８万６千円を追加するものであります。

次に、第２款、国庫支出金、第１項、第１目、療養給付費等負担金につきましては、歳出の高額介護合算療養費の減額と保険基盤安定繰入金等の額の確定等に伴い、現年度分療養給付費等負担金、１６６万円２千円を減額するものであります。

第２目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い、３０万８千円を減額するものであります。

第３目、特定健康診査等負担金につきましては、受診者数が、予定より少なかったことから、１７万９千円を減額するものであります。

次に、第２項、第１目、財政調整交付金の普通調整交付金につきましては、国保税の税収の伸びに伴いまして、普通調整交付金の交付額が、減額されることが見込まれますので、税収増見合い分の１，３００万円を減額するものであります。

また、特別調整交付金につきましては、歳出の第１款、総務費の連合会負担金にも同額を計上しておりますが、国保連合会の基幹システムの更新に伴う機器経費負担金分が全額交付対象となったことから、４５万２千円を追加するものであります。

次に、第３款、第１項、第１目、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等の国保税の増額と退職被保険者等に係る調整対象金額等の変更に伴い、１０３万円を追加するものであります。

次に、第５款、道支出金、第１項、第１目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い、３０万８千円を減額するものであります。

次に、２９ページになります。

第２目、特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同額の１７万９千円を減額するものであります。

次に、第２項、第１目、調整交付金の普通調整交付金につきましては、歳出の高額介護合算療養費の減額と保険基盤安定繰入金等の額の確定等に伴い、１４万３千円を減額するものであります。

次に、第６款、第１項、第１目、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、交付金額の確定に伴い、１，０３３万６千円を減額するものであります。

第２目、保険財政共同安定化事業交付金につきましても、交付金額の確定に伴い２，６２９万６千円を減額するものであります。

次に、第７款、財産収入、第１項、第１目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子が確定しましたので、財政調整基金利子６千円を追加するものであります。

次に、第８款、繰入金、第１項、第１目、財政調整基金繰入金につきましては、現在、積立てられている財政調整基金のほぼ全額を繰り入れることとし、９４０万９千円を

追加するものであります。

これによりまして、資料１の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から４段目の右端にありますとおり平成２２年度末基金保有見込額は、千円となる見込みであり、引き続き一般会計からの財源補てん分の繰り入れが必要となる大変厳しい財政運営であります。

第２項、第１目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みにより、１節の保険基盤安定繰入金は、総額で１６６万２千円、３節の財政安定化支援事業繰入金は、１８万２千円をそれぞれ減額するものであります。

また、４節のその他一般会計繰入金につきましては、まず、下段のその他一般会計繰入金は、国保一般事務に要する経費に係る分ですが、１２８万１千円の減額と上段では、収支不足が生じることから、財源補てん分繰入金として、２，２３６万７千円の追加との差引額２，１０８万６千円を追加するものであります。これによりまして、平成２２年度の収支不足のために繰り入れする財源補てん分の総額は、３，９３２万８千円となる見込みであります。

次に、第１０款、諸収入、第３項、第４目、一般被保険者返納金につきましては、医療機関からの不正・不当請求に係る返納金や被保険者の手続きの遅れなどにより、国保の資格喪失後、国保により医療機関を受診した場合、本人から返戻（へんれい）してもらうものですが、金額の確定見込みによりまして、一般被保険者返納金として、９６万４千円を追加するものであります。

次に、第５目、退職被保険者等返納金につきましても、一般被保険者と同じく、医療機関からの返戻（へんれい）分ですが、金額の確定見込みによりまして、退職被保険者等返納金として、２０万７千円を追加するものであります。

次に、第６目、雑入につきましては、特定健診の受診者数が、予定より少なかったこと等で、自己負担額等４６万３千円を減額するものであります。

次に、３０ページの歳出について、説明させていただきます。

まず、第１款、総務費、第１項、第１目、一般管理費の２５節、積立金につきましては、財政調整基金積立金及び基金利子の額が確定しましたので、１７万６千円を減額するものであります。

次に、第２目、連合会負担金の１９節、負担金、補助及び交付金の国保総合システム構築経費保険者負担金につきましては、歳入でも説明しましたが、国保連合会の基幹システム更新に伴う機器経費に係る負担金として、新たに４５万２千円を計上するものであります。

次に、第２款、保険給付費、第２項、第３目、一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、１月末時点で実績がないことから、今後２件分程度の予算を確保し、１８０万円を減額するものであります。

次に、第７款、共同事業拠出金、第１項、第１目、高額医療費拠出金につきましては、拠出金額等の確定により１２３万４千円を減額するものであります。

また、第３目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、拠出金額の確定により３３４万９千円を減額するものであります。

次に、第８款、保健事業費、第１項、第１目、特定健康診査等事業費につきまして

は、特定健診受診者数が予定より少なかったことから、１２節、役務費の通信運搬費の郵便料を６万１千円減額。

また、１３節、委託料の特定健診業務委託料につきましても、１７６万２千円を減額するものであります。

次に、第２項、第１目 保健事業総務費の１３節、委託料につきましても、受診者数が、予定より少なかったことから、独自健診業務６７万円を減額。

１９節、負担金、補助及び交付金の健康診査助成金につきましては、脳ドック受診者が、予定より少なかったことで、２１万５千円を減額するものであります。

以上、平成２２年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　議案第５号もお願いいたします。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君）　続きまして、議案書３１ページをお開き願います。

議案第５号　平成２２年度訓子府町老人保健特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

老人保健制度につきましては、平成２０年度から後期高齢者医療制度へ移行しておりますが、移行した後も３年間は、請求遅れや過誤調整等の事務処理のため、平成１８年の健康保険法の一部を改正する法律の附則によりまして、老人保健特別会計の設置が義務付けられていたところですが、本年３月３１日をもちまして、その設置義務がなくなります。

国や道では、平成２３年度以降も引き続き特別会計を設置するか、一般会計で処理するかは、平成２３年度以降の会計規模や事務処理の利便性等を勘案し、各市町村において判断していただきたいとのスタンスであります。

本町としましては、今後処理しなければならない経費については、そのほとんどが、医療機関における不正・不当請求に係る返納金関係の経費処理のみと考えられ、その経費自体があるかどうかも不明であり、例え特別会計を設置したとしても予算規模が少額になることが明らかであること等から、わざわざ特別会計を設置しなくても、もし老人保健関係の経費が発生した場合は、一般の経費と区分して経理が可能であると判断いたしまして、平成２２年度末をもって老人保健特別会計を廃止し、平成２３年４月からは、一般会計において、処理することにしたものでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上のことから、平成２２年度の老人保健特別会計は、会計そのものの整理となりますことから、年度末で収支差引０円にして廃止するため、老人保健会計に収納された医療機関からの返納金等について、一般会計に繰り出しするための予算補正をさせていただくものであります。

今回の補正では、第１条にありますように、５７万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５４４万２千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の３２ページにあります「第１表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますが、これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、３３ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、３３ページの歳入について、説明させていただきます。

歳入につきましては、対応する歳出の医療費等の支出がなかったことから、そのほとんどを減額するものであります。

第１款、支払基金交付金、第１項、第１目、医療費交付金につきましては、２千円を減額し、第２款の国庫支出金、第１項、第１目、医療費国庫負担金につきましても、２万１千円の減額。

次の、第３款、道支出金、第１項、第１目、医療費道負担金につきましても、５千円を減額し、第４款の繰入金、第１項、第１目、一般会計繰入金につきましても、５千円を減額。

次の、第６款、諸収入、第２項、第１目、第三者納付金につきましても、千円を減額、１つ飛ばしまして、第３目、雑入につきましても、千円を減額するものであります。

次に、第２目、返納金につきましては、医療機関の不正・不当請求によります返納金ですが、平成２２年度に発生した返納金６１万円を追加するものであります。

次に、３４ページの歳出について、説明させていただきます。

歳出につきましても、給付実績がないことから、そのほとんどを減額するものであります。

まず、第１款、医療諸費、第１項、第１目、医療給付費の１９節、負担金補助及び交付金の老人保健医療給付費につきましては、２９万７千円を減額。

第２目の医療費支給費の１９節、老人保健医療費支給費につきましても、１０万円を減額。

第３目の高額医療費の１９節、老人保健高額医療費につきましても、１０万円を減額。

第４目の審査支払手数料の１２節、役務費の審査支払手数料につきましても、千円を減額するものであります。

次に、第２款、諸支出金、第１項、第１目、一般会計繰出金の２８節、繰出金につきましては、医療機関からの返納金分１０７万２，４１５円と預金利子分８６９円、平成２１年度分の審査支払手数料の精算分２２５円を合せた１０７万３，５０９円を一般会計へ繰出しするため、１０７万３千円の追加をするものであります。

なお、返納金につきましては、一般会計の負担分を除いて、翌年度に繰越しをして、一般会計から支払基金や国・道に返還することになるものです。

以上、平成２２年度老人保健特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　議案第６号も引き続き、お願いをいたしたいと思います。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君）　続きまして、議案書の３５ページをお開き願います。

議案第６号　平成２２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第１条にありますように５９万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６，２５１万１千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の３６ページにあります「第１表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますが、これについてはご覧をいただくこととし、その内容につきましては、３７ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、３７ページの歳入について説明させていただきます。

まず、第１款、第１項の後期高齢者医療保険料、第１目、特別徴収保険料につきましては、徴収方法選択制の要件緩和により、特別徴収から普通徴収に変更した方の影響などで、４４１万円を減額するものであります。

また、第２目の普通徴収保険料の１節、普通徴収保険料現年度分につきましては、特別徴収から普通徴収に変更した方の影響などにより、４２８万４千円を追加するものであります。

２節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、平成２１年度分の滞納繰越分として、４８万円を追加するものであります。

次に、第２款、第１項、広域連合補助金、第１目の長寿健康増進事業交付金につきましては、脳ドックに対する交付金ですが、実績数を見込み２１万４千円を減額するものであります。

次に、第３款、繰入金、第１項、第１目、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減額が、当初見込みより減ったことで、４９万円を減額するものであります。

第２目の事務費繰入金につきましては、広域連合事務費納付金の平成２１年度の額の確定等により、２４万９千円を減額するものであります。

次に、３８ページの歳出について説明させていただきます。

第１款、総務費、第１項、第１目、一般管理費の１１節、需用費の消耗品費につきましては、プリンターの更新に伴いまして、カートリッジ等の購入を控えたことによります不用額６万８千円を減額するものであります。

次に、１３節、委託料につきましては、システム保守業務に係る分ですが、見積合わせによる執行残、６万２千円を減額するものであります。

次に、第２款、第１項、保健事業費、第１目の保健事業総務費の１９節、負担金、補助及び交付金の健康診査助成金につきましては、脳ドックに対する助成金ですが、実績から推計して予算件数を下回る見込みとなりましたので、２１万４千円を減額するものであります。

第３款、第１項、第１目、後期高齢者医療広域連合納付金の１９節、負担金、補助及び交付金の保険料等納付金につきましては、保険料の追加分３５万４千円と基盤安定繰入金の減額分４９万円の差し引き１３万６千円を減額するものであります。

また、事務費納付金につきましては、広域連合の事務費の清算によりまして、１１万９千円を減額するものであります。

以上、平成２２年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　議案第７号、福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君）　議案書の３９ページをお開き願います。

議案第７号　平成２２年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案説明をさせていただきます。

第１条で、歳入歳出それぞれ２，６４１万７千円を減額、歳入歳出予算の総額を４億５，３５７万５千円とするものであります。

次に、４０ページの第１表は、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただき、その内容につきましては、４１ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

４１ページです。

第１款、保険料、第１項、第１目、第１号保険料につきましては、年金から天引きする特別徴収対象者が増えたことにより、１５４万９千円を追加し、普通徴収保険料は、対象者の減少により、５５万３千円減額するものであります。

次に、第２款、分担金及び負担金、第１項、第１目、介護予防負担金につきましては、介護予防事業として、実施しております通所型介護予防事業利用者負担金が当初の見込みより、利用件数が少なかったことで、２１万４千円減額するものであります。

第３款の国庫支出金、第１項、国庫負担金、第１目、介護給付費負担金は、施設介護サービス費などの保険給付費が、減額となる見込みになったことから、国の負担割合相当額の４２９万５千円を減額するものであります。

次に、第２項、国庫補助金、第１目、調整交付金は、介護給付費見込額の減少により、当初予算に対して、１４８万２千円を減額、第２目の地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましては、２４万６千円の減額。

第４款、支払基金交付金、第１項、第１目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費見込額の減少により、７３３万円の減額。

第２目、地域支援事業交付金も対象経費の減少により、２９万５千円の減額。

第５款、道支出金、第１項、第１目、介護給付費負担金につきましても保険給付費が減額となる見込みになったことから、３６４万６千円減額するものであります。

４２ページに移りまして、第２項、第１目、地域支援事業（介護予防事業）につきましては、１２万３千円の減額。

次に、第７款、繰入金、第１項、第１目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、会計の収支不足額に、基金の繰り入れを予定しているものですが、介護給付費の減少により、５３２万７千円を減額。

第２項、第１目、一般会計繰入金につきましては、介護給付費の見込額の減少により、介護給付費繰入金を３０５万４千円減額するとともに地域支援事業（介護予防事業）繰入金につきましても対象事業費の減少により、１２万３千円を減額。

その他一般会計繰入金は、地域支援事業は、事業費の減少により、４４万４千円全額の繰り入れをとりやめ、事務費繰入金につきましては、事務費の減少により、８３万４千円を減額するものであります。

次に、歳出について、説明をさせていただきます。４３ページです。

第１款、総務費、第１項、第１目、一般管理費、賃金につきましては、高齢者実態調査のため、臨時保健師の雇用を予定しておりましたが、調査の実施方法を変更したことにより雇用を取りやめ、また、郵便料も５万７千円減額するものです。

第２項、徴収費、第１目、賦課徴収費、印刷製本費につきましては、介護保険料納付書の印刷を予定していましたが、在庫を使用したことにより、減額するものであります。

第３項、介護認定審査会費、第２目、認定調査費につきましては、介護認定申請件数の減少により、主治医意見書手数料、２６万９千円、認定調査業務委託料を１４万２千円を

減額。

第４項、第１目、趣旨普及費は、介護保険制度ＰＲ用パンフレットの単価の減に伴い、２６万２千円を減額するものであります。

第２款、保険給付費、第１項、介護サービス等諸費、第５目、施設介護サービス給付費は、施設入所者の減などにより、１，３７０万円の減額。

第７目、居宅介護福祉用具購入費につきましては、実績による給付単価、件数増により１５万８千円を追加。

第８目、居宅介護住宅改修費につきましては、給付実績による件数の減などにより、２７万円を減額。

第９目、居宅介護サービス計画給付費につきましては、計画作成見込件数の減により、５０万円減額するものであります。

第２項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に対する給付でありますが、第５目、介護予防福祉用具購入費が、実績による給付単価、件数の増により増えておりますが、全体的に、それぞれのサービス給付費が、当初見込みを下回っており、介護予防サービス等諸費総額で５０４万円を減額するものであります。

４４ページに移りまして、第４項、高額介護サービス等費では、第１目、高額介護サービス費は、施設等の利用者数の減により、１２８万円の減額。

第５項、第１目、高額医療合算介護サービス費および第２目の高額医療合算介護予防サービス費につきましては、制度導入時のため、２年分の給付見込額を計上しておりましたが、１年分の給付となる見込みであることから、それぞれ減額するものであります。

第３款、地域支援事業費、第１項、第１目、介護予防特定高齢者施策事業費は、昨年８月に国の地域支援事業実施要項の改正により、生活機能評価業務が廃止になったため、実施件数が減となり、１１万７千円の減額。

第２目、介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、通所型介護予防業務の利用回数の減により、１５２万５千円を減額。

第２項、第１目、介護予防ケアマネジメント事業費では、地域包括支援センター人件費相当分の一般会計繰出金を６５万９千円追加。

第５目、任意事業費では、成年後見人等報酬助成金につきまして、２２年度の現時点におきまして、後見申立者がいないことから、１６万８千円を減額。

以上、平成２２年度介護保険特別会計補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　議案第８号、上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君）　議案書４５ページをお開きください。

議案第８号　平成２２年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、提案説明をさせていただきます。

第１条で、歳入歳出それぞれ２３４万６千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ１億９，１６１万１千円とするものであります。

次に、４６ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただくこととし、その内容につきましては、４７ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、４７ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、事務事業の実施あるいは精算による減額で、いわゆる整理予算であります。

はじめに、歳入から説明をさせていただきます。

３款、１項、１目、一般会計繰入金でありますが、下水道事業の執行額確定に伴い、１９６万円を減額するものであります。

５款、４項、１目、雑入でありますが、道道北見置戸線日出工区の支障物件移設工事の執行額確定に伴い、移設補償費、３８万６千円を減額するものあります。

次に、４８ページの歳出について説明させていただきます。

１款、１項、総務管理費の１目、一般管理費でありますが、２７節、公課費の消費税納付金の減額につきましては、本年度納付額の確定に伴い、２０万円の減額でございます。

２項、下水道管理の１目、農業集落排水管理費でありますが、各処理施設維持管理費業務、５０万円の減額につきましては、３年の長期継続契約により、委託をしているところですが、本年度新たに契約を行ったことによる執行残の減額でございます。

２目、個別排水管理費でありますが、１３節、委託料の浄化槽保守点検業務６０万円の減額につきましては、執行残による減額でございます。

２款、１項、１目、農業集落排水事業費４４万７千円の減額につきましては、１３節、委託料の道道北見置戸線交通安全工事支障物件移設工事設計業務１４万１千円の減額と１５節、工事請負費の道道北見置戸線交通安全工事支障物件移設工事３０万６千円の減額は、いずれも事業費確定に伴う執行残の減額であります。

２目、個別排水処理施設整備事業費でありますが、個別排水処理浄化槽設置工事２３万８千円の減額は、事業費確定に伴う執行残の減額であります。

３款、１項、２目の利子でありますが、平成２１年度起債借入の利率が確定したことにより、３６万１千円を減額するものであります。

以上、平成２２年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　議案第９号、上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君）　議案書４９ページをお開きください。

議案第９号　平成２２年度訓子府町水道事業会計補正予算（第３号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第２条で、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の営業収益で３１万５千円を増額し、営業外収益で１８万３千円減額し、収入の総額を１億８，０３０万７千円とするものであります。

次に、支出でありますが、営業費用で７１６万６千円を減額し、営業外費用でも３７万円を減額し、歳出の総額を１億５，４８７万３千円とするものであります。

次に、第３条で、予算第４条本文括弧書きの「１億２，６６１万円」を「１億１，５０４万７千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

まず、収入では、補助金１５万２千円を増額し、出資金でも１５万２千円を増額し、収入の総額を１億２，００６万円とするものであります。

また、支出では、建設改良費１，１２５万９千円を減額し、支出の総額を２億３，５１

０万７千円とするものであります。

次に、第４条で、予算第６条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」を既決予定額２，９２６万７千円を３１万１千円減額し、総額２，８９５万６千円にするものであります。

次に、第５条では、予算第７条に「他会計からの補助金額」を定めておりますが、既決予定額５，５５４万７千円を４３万円減額し、総額５，５１１万７千円にするものです。

次の５０ページ、水道事業会計予算実施計画説明書でありますが、これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、順次説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入でありますが、１款、１項、営業収益の２目、その他営業収益３１万５千円の増額は、本年度消火栓及び防火水槽への給水管に漏水修繕があったことから、消火栓一般修理負担金の増額を行うものです。

２項、営業外収益の２目、他会計補助金１８万３千円の減額は、職員共済費の負担率改定により一般会計補助金を減額するものであります。

次に、支出でありますが、１款、１項、営業費用の１目、原水及び浄水費につきましては、賃金から負担金までのほとんどが精算による執行残で、４５０万３千円の減額でございます。

特に、減額の大きな修繕費の施設機械等修繕については、本年度施設機械等の修繕が少なかったことによる減額でございます。

２目、配水及び給水費につきましても、賃金から材料費までは、精算に伴う執行残で２３０万５千円の減額でございます。

特に、減額の大きな材料費では、検満メーター器の一括購入により、購入価格が下がったことや施設等補修資材の支出が、少なかったことによる減額でございます。

３目、総係費につきましては、総額で３５万８千円の減額ですが、手当の扶養手当および時間外手当は、実績に伴う増額であり、児童手当は、子ども手当に３万円を組替えるものでございます。

また、福利費につきましては、職員共済組合負担金の負担率改定による減額３８万円のほか、旅費から食糧費につきましては、精算に伴う執行残でございます。

次に、２項、営業外費用の１目、支払利息でありますが、一時借入を起こさない予定のため、全額の３７万円を減額するものであります。

次の５１ページ、資本的収入及び支出の収入でありますが、１款、１項、補助金の１目、国庫補助金につきましては、代替水源施設整備事業において、国庫補助基本額の増額により、１５万２千円を追加するものであります。

２項、出資金の１目、出資金につきましても、代替水源施設整備事業において、国庫補助基本額の増額により、１５万２千円を追加するものであります。

次に、支出でありますが、１款、１項、１目、施設整備費につきましては、備消耗品費から工事請負費までが、執行額確定に伴い、１，０６１万２千円を減額するものであります。

２目、施設改良費につきましては、大谷水系導水管復旧工事の執行額確定に伴い、２４万７千円を減額するものであります。

３目、固定資産購入費につきましては、新規分のメーター器購入台数が少なかったこと

による４０万円の減額でございます。
　次に、５２ページは、資金計画の一覧表でありますが、後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明を省略させていただきます。
　以上、平成２２年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（橋本憲治君）　少し早いようですが、質疑は午後から入りたいと思います。
　ここで昼食のため、休憩をいたしたいと思います。
　午後１時から行いますので、ご参集願います。

休憩　午前１１時４５分
再開　午後　１時００分

○議長（橋本憲治君）　それでは、定刻になりました。
　休憩を解き、会議を再開いたします。
　これより、提案理由の説明の終わっております一括議題の議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号の質疑に入ります。
　一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第５５条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、１人につき２回まで質疑することを許します。
　まず、最初に議案第３号の質疑を許します。議案書１ページでございます。
　ご質疑ございませんか。
　９番、上原豊茂君。
○９番（上原豊茂君）　それでは、議案第３号の内容について、何点か確認をしたいと思います。
　まず、最初に１４ページであります。１４ページの民生費、社会福祉費の関係であります。経費区分１１、２０節の扶助費の関係でありますが、日常生活用具給付費が追加になっております。この関係で、どの程度の利用件数があっての追加なのか。その辺について、お示しをいただきたいと思います。
　次に、次のページ、老人福祉費であります。その中の高齢者在宅サービス事業の１３節、委託料の関係でありますが、ここの配食サービス事業が減額になっております。先ほど利用数の動きと説明がございましたが、減っている要因をどのようにとらえているのか。
　もう１つは、次のショートステイ事業が、１４４万４千円追加になっております。これについての利用数が、どのように動いているのか、お示しをいただきたい。
　１６ページの児童福祉費、区分１、常設保育所運営事業であります。これの需用費であります。需用費の賄い材料費でありますが、ここで、人数減によるとの説明がございました。当初の予算が、５４６万円の予算計上になっておりましたが、１３６万４千円減は、かなり大きいという意味で、その中身についての説明を願いたいと思います。
　次、１７ページの塵芥処理費の関係であります。塵芥処理費の塵芥処理事業委託料の関係でありますが、この資源ごみ処理業務が減額、可燃ごみ処理業務が追加という形で、示されておりますが、この要因がいかなるものなのか説明をいただきたいと思います。
　次、１８ページの農業基盤整備事業であります。農業基盤整備事業関係の１９節、負担

金、補助金及び交付金の関係であります。ここの下の道営西富地区かんがい排水（明渠）事業負担金７７万９千円の減額となっております。元々の予算が、１５７万５千円となっておりますが、半分の減になることについて、説明をお願いしたい。

次の下の道営西富中地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金でありますが、これについても予算に比べて半額より多い減額になっておりますが、この辺についての説明をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（橋本憲治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君）　何点かご質問ございましたが、前段の３点について、私から答えさせていただきたいと思います。

まず、１４ページでございますが、経費区分１１、地域生活支援事業の日常生活用具給付費１６万５千円の追加でございますが、これにつきましては、入浴介助用具や聾（ろう）の関係なになるのですが、屋内信号機といったような特殊な用具の給付が増えたことで、当初８１万７千円の予算でございましたが、このような特殊用具が増えたことで、９８万２千円ほどの見込みとなってございます。

１５ページ、経費区分７、高齢者在宅サービス事業、配食サービスでございますが、ご存じのとおり配食サービスは、きらきら本舗に委託するようになってから、相当需要が伸び、まだ、かなり伸び続けていたこともございまして、多少過大に見込み過ぎた部分もない訳ではないです。当初は、回数にして、２，５０６回ほど見込んでいた訳ですが、今の見込みでは、２，１２４回で、金額にしまして、当初１７５万５千円でしたが、今の見込みでは、１４８万５千円ぐらいと見込みをもっております。

その下のショートステイが大きく伸びておりますが、当初、ここも１０８回ほど見ていた訳ですが、今の見込みでは、２５１回ぐらいと見込んでおります。ショートステイの関係は、従来、訓子府福祉会に委託をしていた訳ですが、ショートステイのベッド数が８つしかないこともあったのですが、需要が伸びてきたことにより、置戸町の特別養護老人ホームにも委託をかけており、その部分では、需要に応えられるだけのベッド数は確保できていますが、伸びている要因にもなっていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園事務長（菅野　宏君）　１６ページでございますが、２項、児童福祉費、３目、児童福祉施設費の常設保育所運営事業でございまして、その中の需用費、賄い材料費の１３６万４千円の減額ですが、かなり大きな減額になっているとのお話でした。当初、保育園の入園の意向調査によって、８５名の意向がございました。予算組みは、８５名でさせていただいて、５４６万円との金額になったのですが、結果的に一番多い月でも７７名、平均では６８名になりましたことから、決算見込額で、４０９万６千円と見込みまして、その不用額になります１３６万４千円を今回減額させてもらうものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君）　町民課長。

○町民課長（平塚晴康君）　１７ページの塵芥処理費でございますが、この中の委託

料、資源ごみ処理業務、可燃ごみ処理業務の増減の関係でございます。

まず、資源ごみの関係でございますが、１０４万２千円の減額になってございます。これにつきましては、２２年度の処理費が北見、留辺蘂で処理しておりますが、これが見込みで８０万５千円の減額ということです。これはごみ量の減でございます。

それから、平成２１年度の精算分でございます。これにつきましては、暫定単価を用いて支払をしており、２１年度の精算がされまして、これが５４万１千円の追加でございます。

そして、もう１つ、容器包装の関係で、プラスチックの拠出金であり、処理をしている部分で収入を受けている部分がございます。これが北見市で受け、本町の負担金の中で相殺ということでさせていただいております。これが７７万８千円の収入でございまして、差し引きで１０４万２千円の減額ということでございます。

それから、可燃ごみにつきましては、平成２２年度の処理費は、ごみの量が増えていることでございまして、７５万５千円の追加と平成２１年度の精算分でございますが、１２７万円の追加で、合わせまして２０２万５千円の追加補正でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（村口鉄哉君）　１８ページ、５目、農業基盤整備事業費の経費区分１、農業基盤整備事業の１９節、道営西富地区かんがい排水事業負担金と道営西富中地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金のそれぞれの減額でございますが、事業費が半分ほどになっております。これにつきましては、国の農業農村整備事業費であり、国費になりますが、その事業費がかなり削減されたことに伴いまして、道営事業の配分につきましても減額されたことで、実際、半分ほどの事業実施でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

７番、工藤弘喜君。

○７番（工藤弘喜君）　７番、工藤です。それでは、何点か質問をしていきたいと思います。歳出の関係だけになりますが、まず、１３ページの公有林管理費になります。この中の町有林育木調査は減になっていますが、この関係は実績によるとのことなのですが、中身をもう少し詳しくお知らせをしていただきたいと思います。

その次に、その下の８項、企画費の関係ですが、その中の負担金、補助及び交付金のうち、バス通学定期等運賃補助金、２７０万６千円減の内容について、具体的に数字でお示ししていただきたいと思います。

その次ですが、２２ページになりますが、小学校費の教育振興費の中の就学援助・奨励事業の中の扶助費です。今回、２４万１千円減は、要保護、準要保護の児童就学援助費が減になっていますが、予算よりも減になった分について、数字でお示しをしていただきたいと思います。

以上、それだけまずお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　議案書１３ページの公有林管理費の中にあります町有林立木調査等管理業務の減額のことについてのお尋ねをいただきました。これは、基本的に

面積で約２００ｈａ分の１本ごとの立木の調査でございまして、緊急雇用事業の全額補助を受けて実施するものでありました。発注先につきましては、新世紀森林組合でございまして、見積もり合わせによる減額であるとご理解を賜りたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　企画財政課長。
○企画財政課長（山内啓伸君）　１３ページの企画費になりますが、バス通学定期等運賃助成の関係ですが、これについては、当初、通学に関しては、北見市まで３分の１助成として、６，６００円の１２カ月の１００名分を見込んでおりましたが、実際には月よってばらばらとなり、夏には、極端に減るなど、いろいろあるのですが、一番多い４月時が７６名にとどまったことで、実績として、５２３万４，２００円を減額したということであります。
○議長（橋本憲治君）　管理課長。
○管理課長（上野敏夫君）　２２ページの小学校費の関係の２目、教育振興費、扶助費の要保護・準要保護児童就学援助費２４万１千円の減でございますが、これは対象者が少なかったことでございます。詳しい数字につきましては、今、手持ちにありませんので、後ほどお知らせをしたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
　７番、工藤弘喜君。
○７番（工藤弘喜君）　今の２２ページに関わります就学援助の関係ですが、今、数字的な減になった部分については、後からということなのですが、この中に２０１０年から就学援助、要保護・準要保護の関係で、就学援助の項目の中に部活費、ＰＴＡ会費、さらには生徒会費だったと思いますが、そのような３項目を新たにこの就学援助でみれますとの形になっていたと思うのですが、これについては、本町の就学援助費の中で、対象としてみていたのかどうかを伺いたいのが１点です。
　そして、仮にこれをみてなかったとしたらどうなるのか。来年度以降、どのような取り扱いを考えておられるか。お聞きしたいのですが、いずれにしても全道的にみて、部活費など、今言った、新しく２０１０年から、このようなものが国でできますということになり、全道的にみても非常に多くの町村が含めてやっている中にあり、本町の状況はどうなっていくのかも合わせてお聞きしたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　管理課長。
○管理課長（上野敏夫君）　ただいま、要保護・準要保護児童就学援助費の中の項目の中で、部活動費、生徒会費等の部分は、国で追加された部分でございますが、現在のところ訓子府町では、これをみてございません。今後の課題と受け止めてございます。この部活動費、生徒会費につきましては、学校でそれぞれ免除している部分もございますので、それらも含め、検討してまいりたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
　２番、河端芳惠君。
○２番（河端芳惠君）　２番、河端です。何点かお伺いいたします。
　まず、５ページの起債のことですが、過疎地域自立促進特別事業債、これは新設されたものと先ほど説明がありましたが、過疎債でしたら、交付税措置されますが、これはどのような内容なのですか。先ほど説明いただいたのですが、もう少し過疎債との違いや内容

をお知らせください。

９ページの５項、商工費道補助金、先ほど、工藤議員が質問されたことに関連して、見積りより安く済んだので、この分、補助金が減ったということですが、林業の事業を実施した時、これだけ補助があるのであれば、もう少し雇用などの手立てはできなかったのかお伺いします。

２２ページ、２項、教育振興費で、先ほど、工藤議員が質問されましたが、就学援助の扶助費のことでお伺いいたします。この要保護と準要保護については、先日の新聞で、私もはじめてわかったのですが、要保護は生活保護家庭、準要保護は低所得ということで、市町村によって、生活保護の１．何倍など、その基準は、市町村によって独自で決められているということですが、訓子府はどのようなことになっているのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君）　企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君）　５ページになりますが、新しくできました過疎地域自立促進特別事業債の関係です。これにつきましては、過疎債と一緒ですが、いわゆる今までは、過疎計にのっているハード事業に充当されていたものをソフト事業に充当できることになりました。これについては、１２年償還で、うち３年が据え置きであり、償還の際に７割が交付税措置される。そこら辺については、まったく同じになっています。これについては、今後、ソフト事業に対応されることで、町として、どのような事業に充てていくかを姿勢としてみられる大変重要な過疎債になると思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　管理課長。

○管理課長（上野敏夫君）　２２ページの教育振興費の関係の要保護・準要保護児童就学援助費の部分で「準要保護の要保護に対して、何倍なのか」とのご質問でございましたが、これは１．３倍になってございます。より受けやすいようにしてございます。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　予算書９ページ、歳入になりますが、商工費道補助金の関係でございます。先ほど、工藤議員の質問に私は、緊急雇用創出事業の国の補助と申しましたが、ふるさと雇用再生特別対策事業費補助金で訂正させていただきたいと思います。

今、河端議員からお尋ねありました３１５万１千円減ですが、これだけ減額になれば、さらに雇用で使えたのではないかとのお尋ねでございました。このふるさと雇用の事業につきましては、３年間の継続事業で、あらかじめ北海道に計画を出し、採択を受けた事業でございます。従いまして、他の事業に流用することがでないので、ご了解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

８番、西山由美子君。

○８番（西山由美子君）　８番、西山です。１３ページです。８款、企画費の経費区分１、１３節、委託料、町内移動交通システム試験運行業務で、乗合タクシーの運行受付などの管理をするために、月５万円掛ける１２カ月分で６０万円との予算を上げていたと思うのですが、これをまったく使われなかったということは、どのような状況だったの

か、内容をお知らせ願います。

その下のまちづくり推進一般経費の中の１９節、元気なまちづくり総合補助金、２０万円の減、この２０万円の減の理由と３事業が行われていますが、簡単な内容をお知らせください。

１４ページの５款、統計調査費の経費区分１、国税調査事業で、先ほど、今までと違う方法で調査したことにより、このような減額があったということですが、その詳しい内容をお知らせください。

とりあえず、その点お尋ねします。

○議長（橋本憲治君）　企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君）　ただいま、西山議員から１３ページ、２款、８項、企画費の経費区分１、地方交通対策経費の委託料、町内移動交通システム試験運行業務について、不用となった理由のお尋ねがございましたが、これに関しましては、当初、電話交換されておりますオペレーターの方が、通常は午前中勤務なのですが、午後からの運行ということで、その方を時間延長され、雇用されることも当初は見込んでおりましたので、それらの分で月５万円の１２カ月で６０万円をみていたのですが、これにつきましては特別な時間延長の措置が必要なかったことで、通常の体制の中で、ハイヤー会社が対応していただいたことにより、不用額が生じました。

経費区分４、まちづくり推進一般経費の１９節、元気なまちづくり総合補助金に関してですが、この２０万円につきましては、今年２件採択しています。ファーマーズマーケット事業、これにつきましては５０万円。それからＴＭＲ方式による畜産経営と雇用創出によることで、この分で３０万円、計８０万円で、当初予算１００万円に対しまして、２０万円の不用額が生じたことになっております。

それから過去３年間の実績ですが、平成２０年度で地元農産品などを使ったレトルト食品などの加工品の製作研究に対しまして、３４万円、ＴＭＲ方式による畜産経営と雇用創出によることで５０万円、平成２１年度、同様にＴＭＲに５０万円、それから訓子府駅舎を活用した特産品等のＰＲとして、町の特産品販拡大研究として、２５万円、町外への消費流出防止や地元商店街の活性化を図るための葬儀サポートくんねっぷに２５万円、これまで３年間で２６４万円の補助金の交付を見込んでございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君）　１３ページの統計調査費の関係は、国勢調査の関係になるのですが、調査の仕方が確かに変わったのですが、これについては、今までは、１回、戸別に訪問して、さらにもう１回訪問して、ほとんどの場合、訪問して中身をチェックして戻ってくる形だったのですが、今回の場合は、ほとんどの場合、郵送でそのまま返してもらうというようなことになりまして、１人当たりの持ち区画が増えたこともありまして、それに係る報償や臨時事務の賃金が減額となったことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

３番、山本朝英君。

○３番（山本朝英君）　３番、山本です。まず、１７ページなのですが、３款、農業振興

費の関係で伺います。これは農業振興事業費の中の農業技術対策事業補助金の中でにんにくやスノーマーチなどいろいろあったのですが、減額になっている理由をもう少し具体的にお話をいただきたいと思います。

それから２つ目に、次のページの１８ページなのですが、農業基盤整備事業の中で、道営南部、東部、南地区があるのですが、これは、昨年に確か削減されていることから考えると負担金が追加になるのは、少し理解できない部分ありまして、この点も少し具体的にお話をいただきたい。

その２つで、すいませんお願いします。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　議案書１７ページ、下から４行目にあります農業技術対策事業費補助金の減額の理由についてのお尋ねをいただきました。これにつきましては、主なものとしては、議員が言われたにんにく産地形成確立事業でございます。これにつきましては、当初１０８万円を見込んでございましたが、結果的には、３０万８千円になっているところでございます。その理由につきましては、当初１１戸の農家で８０ａ、８反になりますが、にんにくの種子を植え付けすることでございました。結果的にふたを開けてみますと４戸２３ａの作付でございます。にんにくにつきましては、植えてすぐ収穫できるものではなく、３年かかることもございまして、実際のところは、戸別の農家が、どのように判断したのかわからないのですが、そのリスクというのか、投資を控えた。それだけ他の作物が、良い状況もあるのかもしれませんが、いずれにしても作付する農家が少なかったことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（村口鉄哉君）　１８ページ、農業基盤整備事業費の２地区の畑総事業によります追加事業の詳細ということですが、投資的事業の関係資料、資料２にも記載されていますとおり当初予算に今回の繰り越しとして、２地区で５千万円、南部につきましては、３千万円、東部につきましては、２千万円の繰越費を追加されたあとの負担分になるとご理解していただきたいと思います。予算の説明がありましたとおり当初につきましては、実施済みですので、それに係る減額と今回の繰り越し分２地区５千万円の負担の２０％分がございますので、それの差引額で追加になることで、ご理解していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

４番、川村進君。

○４番（川村　進君）　４番、川村です。１０ページからの１９款、諸収入の６項、５目、町村有建物災害共済共済金が、７０万円入っていることになっていますが、今度、修繕する時の事業費はいくらになるのか。いくら探しても見つからないので、お伺いします。

それともう１つ、１４ページ、民生費の中の配食サービス事業、委託料、３万５千円が追加されており、１５ページ、高齢者在宅配食サービス委託料は、２６万８千円が減額になっている。配食サービス、配食サービスと２つあるが、これはやるところが違うから、片方は追加で、片方が減額になるのかどうか。配食サービスは２つあるのかどうか。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（林　秀貴君）　まず、１１ページの雑入の町村有建物災害共済共済金、７０

万円の内容と今回の火災に係る歳出のお尋ねですが、まず、歳出といたしまして２０ページの８款、土木費の住宅管理費の経費区分、町営住宅維持管理事業の事業費の修繕費、今回１６５万円を追加させていただいておりますが、予算の説明に申し上げましたとおり一般修繕として、４５万円と今回の火災における災害復旧修繕として、１２０万円を追加し、合わせて１６５万円であり、火災の修繕経費としては、１２０万円。それと保険につきましては、説明で申し上げましたように今のところ１２０万円のうち、保険の対象外を除き、それの７割程度で、想定金額の７０万円を今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君）　１４ページと１５ページの配食サービスのお尋ねがございましたが、配食、配食と２つでていることでございますが、まず、１４ページにつきましては、３款、民生費、第１項、社会福祉費、第１目、社会福祉総務費で、ここの科目につきましては、障がい者に係る分の配食サービスで、ご理解をいただきたいと思います。障がい者の部分につきましては、利用者が増えまして、当初、年間で４９４回ほど見込んでいたものが、最終的には５４３回ぐらいになると今見込んでございます。それから１５ページにつきましては、第２目、老人福祉費で、ここは６５歳以上の高齢者の方の部分を見込んでおります。数字的なものにつきましては、先ほど、上原議員ご質問にお答えさせていただきましたが、当初、２，５０６回見込んでおりましたが、最近、伸び方が著しかったことで、過大に見込んだ部分もあると思いますが、最終的には２，１２４回を見込んでございます。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

１番、佐藤静基君。

○１番（佐藤静基君）　１番、佐藤です。７ページをお願いいたします。農業使用料の中の農業施設使用料の中で、口蹄疫の関係ですが、４８万２千円減との説明がございましたが、予定としては、何頭分に相当するのか、その中身を教えていただきたいと思います。

それと１２ページの庁舎維持管理費の中の委託料でありますが、庁舎の清掃など維持管理業務が、８８万１千円ほど減額になっておりますが、この減額となった要因について、教えていただきたいと思います。

１３ページをお願いします。まちづくり推進一般経費の中の報償費でありますが、この中で、住民参画ビジョン策定報償が、１８万３千円ほど、それとまちづくりアドバイザー謝礼で、２１万円ほど減額になっておりますが、この内容について、ご説明をお願いいたします。

次に、１７ページをお願いします。中ほどの塵芥処理費の関係でありますが、１９節の負担金、補助及び交付金の中身ですが、決算見込より５６万１千円ほど減額になっております。割合の配分の方法、重量分でいくらなどや均等割の部分もあるはずですが、この割合と今回の減額の部分は、どの部分で減額になったのか、少し面倒でもご説明をお願いいたします。

それと一番下段の農業振興費の中の１９節の負担金、補助及び交付金でありますが、中ほどの農業振興対策事業費補助金のスノーマーチの件と思いますが、２２年度の面積の実績と今後の取り組みといいますか、予想についてお伺いしたいと思います。

そのすぐ下の農業振興連絡協議会負担金が、全額不用となっておりますが、この件についてもご説明をお願いいたします。

１８ページ、畜産業費ですが、畜産振興事業費の中の１９節、家畜資質改善対策事業費補助金、これは肉牛の関係と思いますが、計画より約半分の２４万４千円になっておりますが、この件についても説明をお願いいたします。

１９ページ、同じく、牧場管理業務の賃金のところですが、牧場技能員の賃金が３６万５千円ほど減額になっておりますが、この内容について、説明をお願いいたします。

その下の１１節、需用費の中の消耗品でありますが、１７８万円７千円、この減額の主な内容について、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　予算書７ページになります。まず、牧場使用料の関係でございます。４８万２千円の減なのですが、牛１頭につき１日２５０円で、放牧日数が１６２日でございますので、１頭当たり４万５００円になります。頭数的にびっちり入れたとすれば約１２頭ぐらいの減になるかと思いますが、本来ですと安愚楽や町外の肉牛の分が大幅に減となるのですが、乳牛関係者のご協力をいただきまして、何とかこの程度の減額で収まったことでございます。

それと１７ページ、農業振興費の中の農業振興対策事業費です。スノーマーチの今後の作付動向につきまして、今、手元に資料を持ち合わせてございません。確か５ｈａぐらいと記憶にあるのですが、後ほどまた確認した上でお答えをさせていただきたいと思います。

その下にあります農業振興連絡協議会負担金の全額の減でございますが、当初、シストセンチュウが新たに発生した場合に備えて予算計上したものでございました。幸いにして新規発生がなかったことで、全額を減額するものでございます。

続きまして、１８ページの畜産業費にございます家畜資質改善対策事業補助金でございます。２４万４千円の減でございますが、この主な要素としましては、黒毛和種繁殖基盤強化推進事業がございまして、これにつきましては、種付代の助成でございます。当初１４頭を予定していたものが、６頭で終わったことで、町の補助金としましては、１頭につき２万４千円、それの８頭分で、合わせて、この分が１９万２千円の減となっております。

それと肉牛の共済掛金ですが、これは、当初３６０頭を予定していたものが、２８０頭の実績で、それに係る掛金の減でございます。それが、当初５８万４千円みていましたが、３４万円に収まったことでございます。

それと１９ページになります。その中の賃金ですが、これは経常的な時間外をある程度予測し、計上したものでございまして、それが予定より少なかったことで、牧場技能員の賃金が３６万５千円の減になってございます。

消耗品費、１７８万７千円の減でございますが、当初２３６袋を予定していた。それが草地更新の時の種子が、撒かないで済んだ部分もございまして、次年度送りになったこともございまして、それが２００袋になった。量が減ったのが大きな要素でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君）　総務課長。

○総務課長（佐藤明美君）　１２ページのちょうど中ごろになりますが、庁舎維持管理経

費の中の１３節、委託料、庁舎清掃等維持管理業務ですが、これの減った原因ですが、今回たまたま長期継続契約を行っております契約の切り替え期といいますか、３年に１回の更新時期であり、それの入札をした結果の執行残でございます。委託にかけた仕様書等の内容等については、変わっておりませんので、単純に執行残、入札減でご理解願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君）　続きまして、１３ページ、８目、企画費の経費区分４、まちづくり推進一般経費の報償費、住民参画ビジョン策定報償、１８万３千円の減ですが、当初１人３千円の１０人で構成し、１０回の開催で、３０万円を見込んでおりましたが、結果的に１人当たり３千円なのですが、８名で構成しまして、５回の会議で済んだ。そのうち１回欠席された方がおりましたので、３９回分で、１１万７千円で済みましたので、差し引き分を減額するものでございます。

住民参画ビジョン策定アドバイザー謝礼ですが、これにつきましては、１回６万円で５回分見込んでおりましたが、これにつきましては、アドバイザーの体調不良などありまして、結果的に酪農学園大学の河合教授が１回、長野県阿智村岡庭村長がこちらに来た時に住民参画に関しての講演をいただいたということで、これにつきまして３万円、合わせまして９万円の執行で差引分２１万円を減額するものでございます。

○議長（橋本憲治君）　町民課長。

○町民課長（平塚晴康君）　１７ページの塵芥処理費の関係でございます。１９節の負担金、補助及び交付金の留辺蘂町他２町一般廃棄物広域処理負担金の５６万１千円減の関係でございますが、まず、割合の配分でございます。２２年度の全体事業費は、９，８５０万１千円でございまして、この内訳として、均等割、これは３０％、それから人口割が３０％、稼働割が４０％になってございます。この中にさらに、本町負担分で均等割が３３％、人口割が３２％、稼働割が２１％の中で、積算をしてございます。

今回の減額の理由でございますが、これは債務負担で、予算を計上させていただいてございまして、２２年度は２，２７９万５千円の予算計上でございまして、この中に、今言いましたように事業費、維持管理費、埋めるごみの量の処理費もございます。今回の減額については、処理費でございますが、これは、当初事業がはじまってからの処理量で、当初予算をみてございます。その処理量が１，０７７．５トンを年間みてございました。予算も７９万３千円を計上してございます。ただ決算見込につきましては、ごみの量が本年度だけではないですが、相当少ないことで、３１４．５３トンと見込みを立ててございます。処理量の金額は２３万１千円ほどとなりまして、５６万１千円を減額させていただいたことでございます。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　先ほどのスノーマーチの現状と今後の見通しでございます。２２年度、訓子府町内でスノーマーチは、４．７ｈａの作付があったということでございます。今後の見通しですが、種子量から言いまして、きたみらい農協全体で、１０ｈａ分しか作付できないと聞いてございます。なお、そのうち町内分に、どれだけ作付されるかは、現時点では把握してございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　４番、川村進君。

○４番（川村　進君）　４番、川村です。７ページ、１２款、１項、２目の民生使用料、１，５０２万６千円の中の児童福祉使用料と２つ目は温泉施設使用料、温泉保養センター使用料、１１９万円が減になっています。この使用料でいきまして、１６ページの３番の温泉保養センターの補正前の額が２，１４８万５千円で、温泉保養センター運営事業委託料、９４万円の減。これは、どうも僕は、ちょっと頭がおかしいのか、よく理解できないのですが、使用料と委託料の項目が２つで、片方が入ってこないお金だから赤字、片方はどのような計算をするのか。とにかく温泉保養センターの項目の中で、片方１，５００万、片方２，１００万円の金額が出てきて、何がどのようになっているのか、ぜんぜんわからないのですが、きちんとわかるように説明してください。
○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。
○農林商工課長（佐藤正好君）　７ページの民生使用料の中の温泉保養センター使用料の減と１６ページの温泉保養センター運営事業に係る温泉保養センター費に係る事業の減との関係についてお尋ねをいただきました。まず、温泉保養センターの使用料ですが、これは例えば、大人であれば１人３９０円、回数券であれば１回券で３４０円、老人、身障者で２５０円とそれぞれ実際に利用いただいているお客さんから、いただく使用料をこの歳入に予算計上しているということでございます。そして、ご質問のように温泉は、非常に人数が減ってきていることもございまして、年間で、昨年との同期で言えば、大体これまでの１１カ月で３，２００人ほどの減になっている。これをひと月に直すと２９０人で、１日にすると１０人程度の減ですが、そのことの積み重ねが、全体的に使用料の減につながっていることで、結果として、１１９万円の収入が減ったことでございます。
　そして、温泉保養センターのお金ですが、今回、減額しましたので、管理清掃業務は、入札というのか、見積合わせの結果によって、８１万６千円が減額になった。
　そして、もう１つの減額の警備業務は、警備機械が減価償却５年程度たっていることで、契約更新時に交渉し、値段が下がったものでございます。温泉保養センター全体では、補正後の予算額で２，０５４万５千円になっております。単純に今現在の状況で申しますとこのまま決算見込になっていくと最終的には、決算で６００万円ぐらいの赤字になると思っています。それは入湯税が入っていませんので、収入としては、ここに書いてある温泉保養センター使用料のほかに入湯税分が実質的な収入として加わることで、最終的な収支としては、６００万円程度の赤字の結果になるかと思います。
　また、民生使用料には、児童福祉使用料や温泉施設使用料などがあり、そのほかの当初予算の予算書を見ていただければわかるのですが、いろいろなものが含まさっているということでございます。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
　５番、小林一甫君。
○５番（小林一甫君）　５番、小林です。１１ページ、上から４番目、スクラムミックス事業に関連してお聞きしたいのですが、北見市端野町にあります旧北見地区衛生施設組合で、し尿処理をした施設がまだ残っていると思うのですが、２３年度までには、きれいに整理するとのことだったのですが、今現状どうなっているのかお伺いいたしたい。
○議長（橋本憲治君）　町民課長。
○町民課長（平塚晴康君）　１１ページの北見地区スクラムミックス事業との清算還付に

からんでのご質問でございますが、旧処理場につきましては、平成２５年度を目途にということで、確か言っていたと思うのですが、まだ現状はそのままの状態でございまして、いつ取り壊しをするのかは、今、検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

８番、西山由美子君。

○８番（西山由美子君）　８番、西山です。１点だけお伺いします。１７ページ、２款の予防費の中で、健康診査やがん検診などがすべて減になっていますが、２２年度の健診者が少ないということですが、健診率や具体的な数字をわかれば教えてください。

○議長（橋本憲治君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君）　健診の部分で申し上げれば、経費区分３の健診検査事業の中で、４つほど項目を上げておりますが、まず、胃がん健診でいけば、当初予算で５００人ほどみていましたが、見込みで４８０人、大腸がんも同じく５００人が４８０人、肺がん検診５００人の予定が４６０人、それから肺がんのヘリカルＣＴが、５０人分みていましたが、実績で３７人になってございます。それから、健診率は最終的に、まだ、例えば、国保の特定健診の部分は、分母の数字が固まらないことがあり、正確な数字が出ないのですが、正直申し上げまして、少し今年も下がったというところで、３０％前後、３０％弱ぐらいというところと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君）　農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君）　先ほど、川村議員のお尋ねのありました収入と支出の関係でございます。収入につきましては、まず、温泉使用料の補正後の額でいいますと１，１９６万円、入湯税の補正後の額が、２１４万９千円、そのほかにシャンプーなどの販売代金が、１６万８千円ございます。そうしますと収入で合計で１，４２７万７千円になります。支出につきましては、先ほど川村議員が言われたとおり補正後の額で、２，０５４万５千円になります。従いまして、予算上でいくと収支差引６２６万８千円の赤字の結果になってございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

１番、佐藤静基君。

○１番（佐藤静基君）　１番、佐藤です。２１ページをお願いします。一番下段のスクールバス運行費の中で、合わせて８０万円ほど需用費で減額になっておりますが、これは、どのような状況でこのようになったのか説明をお願いします。

○議長（橋本憲治君）　建設課長。

○建設課長（林　秀貴君）　２１ページの教育費のスクールバス運行事業の中の需用費８０万円の減額内容はとのお尋ねでございますが、まず、車両消耗品といたしまして、３０万円減額しておりますが、車両の消耗品として、当初、タイヤ、バッテリー、オイルなどの購入を１５３万円ほどの予算でみておりましたが、夏タイヤを当初４台見込んでいたのが、タイヤの摩耗状況を見まして、２台の夏タイヤを購入したことで、２台分の減額が大きな減額の要因でございます。

続きまして、車両修繕料につきましては、車検整備と突発的な故障等を見込んで、当初

は２７１万６千円を見込んでおりましたが、突発的な故障が少なかったことと車検整備の執行残が合わせまして、５０万円減額となっております。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）
○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第３号の質疑を終了いたします。
ここで、午後２時２０分まで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　２時１０分
再開　午後　２時２３分

○議長（橋本憲治君）　休憩を解き、会議を再開いたします。
先ほど、答弁漏れがありました件につきまして、管理課長。
○管理課長（上野敏夫君）　先ほど、お答えできなかった分について、お答えをいたしたいと思います。２２ページになります。１０款、２項、２目、教育振興費の要保護・準要保護児童就学援助費の２４万１千円の減額、当初の予算人数と対象になった実人数のお尋ねがございました。当初は、３９人をみてございまして、実際には３５人でございます。これは、学年によっても補助の金額が、違ってまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。
○議長（橋本憲治君）　次に、議案第４号の質疑を許します。議案書２６ページでございます。
ご質疑ございませんか。
８番、西山由美子君。
○８番（西山由美子君）　８番、西山です。３０ページです。歳出で、８款、保健事業の特定健診業務が、１７６万２千円減ですが、高齢者の特定健診の受診数が減っていることと思うのですが、どのくらいの人数なのか教えてください。
○議長（橋本憲治君）　福祉保健課業務監。
○福祉保健課業務監（八鍬光邦君）　特定健診の受診人数のお尋ねをいただきましたが、当初予算の数字でいきますと８５０人を見込んだ予算を計上させていただいておりました。この補正後の数字に対応する健診者数で申しますと５１６名、実はもう少し何名か少ないのですが、あと３月までの間に個別健診的な部分もありますので、５１６人ぐらいの予算となっております。
○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。
８番、西山由美子君。
○８番（西山由美子君）　西山です。その下の独自健診業務、これはどのような内容なのか教えてください。
○議長（橋本憲治君）　福祉保健課業務監。
○福祉保健課業務監（八鍬光邦君）　特定健診と申しますので、各保険者が健診を受けさせなければならないといいますか、高齢者の医療の確保に関する法律で、決められている部分が、独自健診の部分につきましては、本町の場合は、血糖検査、ＨｂＡ１ｃと尿腎機能検査の分を追加して、行っている部分のことでございます。

○議長（橋本憲治君）　ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第４号の質疑を終了いたします。

次に、議案第５号の質疑を許します。議案書３１ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第５号の質疑を終了いたします。

次に、議案第６号の質疑を許します。議案書３５ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第６号の質疑を終了いたします。

次に、議案第７号の質疑を許します。議案書３９ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第７号の質疑を終了いたします。

次に、議案第８号の質疑を許します。議案書４５ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第８号の質疑を終了いたします。

次に、議案第９号の質疑を許します。議案書４９ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　質疑がないようですので、議案第９号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号の採決をいたします。

討論のなかった案件につきましては、一括採決をいたしたいと思います。

議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号は、いずれも、原案のとおり可決されました。

◎平成２３年度予算案の提案にあったって

○議長（橋本憲治君）　次に、日程第１２、町長から平成２３年度予算案の提案にあたっての説明をいただきます。

町長。

○町長（菊池一春君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成２３年第１回定例町議会が開会され、平成２３年度予算案を提案するにあたりまして、その概要等を申し上げご理解とご協力を賜りたいと存じます。

議員の皆様には、既にご承知のとおり今年は、統一地方選挙の年にあたり、４月１０日には、北海道知事、北海道議会議員選挙、４月２４日には、町長、町議会議員選挙が行われることになっておりますことから、今年度の主要な施策などにつきましては、改選後に明らかにされるべきものと考えているところでございます。

私は、平成１９年町長就任以来「みんなで創る訓子府の元気」を考え「訓子府の底力でふるさとの未来を拓く」ために「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念とし、町政を推進してまいりました。

この理念に基づき先にご説明したマニフェストで掲げておりました９つの柱を基本に、町議会の皆様をはじめ、町民の皆様ならびに関係各方面からのご支援、ご協力を賜り、着実に実行し、その成果が形として表れてきているものと感じているところでございます。

さて、世界的な異常気象などによる穀物価格の急騰やエジプトの政権交代をはじめとした中東地域の政情が不安定な中で、原油価格高騰など今後我国経済に大きな影響を及ぼす予想がされているところでございます。

一方では、政権与党である民主党の迷走やねじれ国会の影響などで、唐突に消費税率の値上げやＴＰＰ交渉参加等が提案され、さらに、平成２３年度当初予算は、衆議院で可決されたものの予算関連法案成立が危ぶまれる不安定な政局にあり、本町の平成２３年度当初予算編成においても国の地方財政措置が、不安定で不透明な状況にあることなどから、今後も厳しい財政状況にあると言えます。

このようなことから、平成２３年度当初予算編成におきましては、いわゆる骨格予算の性格ではありますが、前年度に引き続き、町民に優しいまちづくりを基調に、財政健全化戦略プランの着実な実施と将来の財政見通しに立ちながら義務的経費、継続性や緊急性が求められる経費について、計上したところでございます。

その主なものといたしましては、本年度完了予定の道営訓子府南部地区畑総事業、道営訓子府東部地区畑総事業、末広団地公営住宅改修事業に要する経費を計上したほか、大谷導水管の浸食保護を目的にした小規模治山事業の実施設計費、高規格救急自動車の更新費用や今後の各種事業へ備えるために基金への積み立てを計上したところであります。子宮頚がん等のワクチン接種助成や訓子府高等学校教育振興会議交付金、小中学校臨時講師の拡充、さらに障がい者団体などから要望が多い重度身障者交通助成など、年度始めから予算措置が必要な事業等に配慮して計上しております。

また、特別会計及び企業会計につきましては、各会計の趣旨を考慮しながら、年間予算を計上させていただきました。

さらに全員協議会でも説明をさせていただきましたが、過疎法の改正に伴い、新たに過

疎地域自立促進事業債、すなわちソフト事業にも過疎債を利用し、可能な限り一般財源の負担軽減に努めているところでございます。

町政の総体的な執行方針につきましては、改選後に示させていただくこととなりますが、当初予算案につきましては、行政の責務であります継続性に十分な配慮をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

さらに、今後の町政運営にあたりましては、豊かな町民生活を築いていくため、効率的な財政運営はもとより地域主権、分権社会を見据えながら、国や北海道へ積極的に町民の声を反映させ、道州制や基礎自治体のあり方など厳しい状況にあっても小さくともきらりと輝くまち「くんねっぷ」に向け推進していくことが重要と考えています。

この４年間、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様から寄せられたご厚情に対しまして、深く感謝申し上げますとともに町民が主役で元気で住みよいまち「くんねっぷ」となるよう、今後とも一層のご理解、ご指導、ご協力を心からお願い申し上げまして、平成２３年度予算案を提案するに当たりましての町政の概要とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君）　以上をもって、説明を終了いたします。

◎議案第１６号、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号、議案第１３号、議案第１４号、議案第１５号

○議長（橋本憲治君）　この際、日程第１３、議案第１６号、日程第１４、議案第１８号、日程第１５、議案第１９号、日程第１６、議案第２０号、日程第１７、議案第１０号、日程第１８、議案第１１号、日程第１９、議案第１２号、日程第２０、議案第１３号、日程第２１、議案第１４号、日程第２２、議案第１５号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第１６号から順次説明を願います。

総務課長。

○総務課長（佐藤明美君）　それでは、一括議題の議案第１６号、議案第１８号から議案第２０号まで、一括で私から条例改正等の説明をさせていただきたいと思います。

議案第１６号の提案説明をさせていただきますので、議案書の５３ページをお開き願いたいと思います。

議案第１６号　訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について。

訓子府町副町長定数条例の一部を改正する条例（平成１９年条例第１１号）を廃止する条例を次のように制定しようとするものでございます。

「記」以下の説明をさせていただきます。

内容につきましては、この条例の附則の第２項で「当分の間、副町長は置かないこととする。」という条文がございますので、その分を削除するものでございます。

これにつきましては、現町長の公約の中で、制定したものですが、現職の任期が４月末で切れることにより、条例を正常化するものです。

これにより、地方自治法第１６１条による副町長は必置規定になるものでございます。

附則になります。

この条例は、平成２３年５月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第１８号の提案説明をさせていただきますので、議案書の５５ページをお開きください。

議案第１８号　町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成１９年条例第１２号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

「記」以下の説明をさせていただきます。

平成１９年条例第１２号における附則第２項、第３項及び第４項を削るもので、第２項は、町長の公約による減額で「町長の給料月額から２３万円を減額」、第３項と第４項は、特別職報酬審議会の答申に基づき改正したもので、第３項は「副町長の給料月額から１０／１００を減じる」、第４項は「同じく教育長の給料月額から１０／１００を減じる」という部分の項を削除するものです。

これにより、条例の本則の別表に明記する特別職の給料月額「町長７３万円、副町長６１万円、教育長５４万５千円」に戻るものでございます。

附則でございます。

この条例は、平成２３年５月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第１９号の提案説明をさせていただきます。議案書５６ページをお開きください。

議案第１９号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第３号）等の一部を改正する条例を次のように改正するものでございます。

「記」以下の説明をさせていただきますが、特に給与に関する条例の改正分は、非常に複雑になりますので、別紙で説明させていただきます。５７～６０ページにつきましては、改正条文でございます。６１～６３ページは、改正による新しい給料表でございます。さらに、６４～６９ページは、新旧対照表となっております。これについては、後ほどご覧いただきたいと思います。

これら改正の概要を記載したものが７０ページになりますので、これにより説明をしていきたいと思います。

今回の給料表につきましては、国の基準に準拠することと５５歳を超える特定の職員の給料等について、一定の割合で減額する内容が主なものでございます。

第１条関係といたしまして、１つ目が、給料表を６１～６３ページのように改定するもので、全体で０．１～０．３％の削減となっております。

その削減の級別内容は、１級では、５７号俸より上の号俸で、０．１～０．２％削減、２級では、２５号俸より上の号俸で、０．１～０．２％、３級では、９号俸以上０．１～０．２％、４級～６級の職員では、全号俸で０．２～０．３％の削減となっております。

２つ目が、５５歳を超える特定の職員の給与の抑制措置を行うもので、５５歳以上で給料表６級の管理職を対象として、当分の間１．５％の一定率を減額するものでございます。

当分の間というのは、うちの当分の間ではなく、国の基準が当分の間となっているものなので、当分の間で、ご理解願いたいと思います。

減額対象としては、給料の他に期末手当、勤勉手当、現在本町では、該当者はおりませんが休職者も該当となるものです。

次に、第２条関係でございます。

１つ目が、給料の経過措置の取扱いでございまして、平成１８年の大きな給与構造の改革による給与切替えに伴い、改正により給料が低くなった職員に対して、現在差額を支給しているところですが、その差額についても平成２１年度分０．２２％、平成２２年度分０．１９％、合わせて０．４１％削減するものです。

２つ目が、前段で説明した５５歳以上の管理職で、現在該当者はおりませんが、育児短時間勤務、育児休業の部分休業、介護休暇を取っている職員も同じく１．５％減額になるものでございます。

５９ページに戻っていただきまして、中段より少し下の附則になります。

この条例は、平成２３年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第２０号の提案説明をさせていただきますので、７１ページをお開きください。

議案第２０号　職員の給与の特例に関する条例の制定について。

職員の給与の特例に関する条例を次のとおり新しく制定するものでございます。

「記」以下の説明をさせていただきますが、内容については７２ページをご覧いただきたいと思います。

この新規条例は、町独自の給与削減であることから、職員の給与に関する条例とは、別の条例として、新しく制定させていただくもので、その内容につきましては、第１条で職員の給料月額から、１００分の２である２％を減額する内容でございます。これにより、給料月額を算出基準とする各種手当についても２％分下がることになるものです。

附則になります。

この条例は、平成２３年４月１日から施行するものでございまして、平成２７年３月３１日で、その効力を失うもので、期限付きの条例となります。

以上、議案第１６号、１８号、１９号、２０号の提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　次に、議案第１０号。

企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君）　議案第１０号　平成２３年度訓子府町一般会計予算について、提案説明をいたします。

内容につきましては、事前にお配りしております「各会計予算案の説明資料」と「予算書」の２冊によって、説明させていただきたいと思います。

なお、説明の中で、前年あるいは昨年と表現する部分につきましては、平成２２年度を指し、本年度と表現する部分につきましては、平成２３年度を指しておりますので、そのようにお聞き取り願いたいと存じます。

それでは、はじめに各会計予算案の説明資料をご覧いただきたいと思います。

１ページは、予算編成の基本に触れておりますが、本町の歳入の半分を占める普通交付

税について、２２年度創設の特例措置が継続されるものの国勢調査人口の置き換えの影響もあり大きな好転は見込めない状況といえます。

一方、歳出では、公債費やこれに準ずる債務負担行為に係る償還費の割合は、改善しているものの高い水準で推移しておりますので、依然として厳しい財政運営が続くといえます。

こうした中で、本年度の予算編成に当たりましては、財政健全化戦略プランに沿った歳入歳出の見直しを行ったほか町民生活に与える影響を配慮した中で、真に町民に必要な事業の選択実施と最少の経費で、最大の事業効果を上げることに重点を置き、所要の経費を計上しました。

なお、本年度当初予算は町長選挙年であり、骨格予算となっています。

この結果、本年度の一般会計の予算総額は、４０億３，３１０万円となっており、前年度予算と比較し、１．７％の増の結果になっております。ただし、このうち３億円は基金運用分であり、実質的な一般会計予算は、３７億３，３１０万円と非常に小さな規模といえます。

その款ごとの予算額と伸び率につきましては、５ページのとおりでありますが、歳出では、総務費において、福祉教育関連施設整備及び戸籍など各種システム経費増に備え、基金の充実のため、前年より２３．９％の増加。

民生費では国保会計への繰出金の増加や子ども手当の増加などから３．７％の増となっており、衛生費では、水道事業会計への出資金の終了により、２０．５％の減となっております。

農林水産業費では、公社営畜産担い手育成総合整備事業の終了に伴い、５．５％減少しているほか、土木費では、除雪用トラック導入完了により、１７．４％の減となっています。

消防費においては、高規格救急自動車の導入により、１８．９％の増。

教育費では、各小学校教育用コンピューターの更新事業終了により、３．１％減少しております。

８ページには、人件費の資料を載せておりますが、下の方の合計欄の右から４列目にありますように、本年度は、８億５，２４７万１千円が一般会計と特別会計の人件費総額であり、本年は職員の給与削減率を４％から２％に変更したことや副町長を配置することで計上したことなどから、全体で前年度と比較して、３，４６８万２千円の増となっております。

次に９ページをご覧いただきたいと思います。

この表は、基金の保有状況を一覧にしたものでありますが、表の下から５段目の一番右側にありますように、本年度末の基金保有見込額は、一般会計の計で、２８億４，７５６万２千円となります。

１０ページからは投資的事業、１３ページからは補助奨励費、１７ページからは扶助費の内訳と事業の内容を一覧にしております。骨格予算のため、政策的なものにつきましては、６月に提案することとなりますが、補助奨励費の中で、今回計上を見送った事業一覧を１６ページに載せてあります。これについては、当初予算で計上していないことであります。

４３ページ以降には、事業箇所図を添付しておりますので、ご覧をいただくこととし、予算書における説明は、これら資料の内、新規事業など特別なものについてのみ説明をさせていただきます。

それでは予算書によって、説明をしてまいりますので、予算書の２ページをお開きください。

議案第１０号　平成２３年度訓子府町一般会計予算でありますが、平成２３年度訓子府町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。としまして、第１条では、予算総額を４０億３，３１０万円としております。

また、第２項では、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、次のページから１２ページにあります「第１表 歳入歳出予算」によることを規定しておりますが、これについてはご覧をいただくこととし、その内容については、後ほど１５ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

２ページに戻りまして、第２条と第３条は、債務負担行為と地方債について定めておりますが、これについては、後ほど第２表と第３表で説明をさせていただきます。

第４条では、金融機関から借り入れすることができる一時借入金の限度額を昨年と同額の１０億円と定めております。

次に、１３ページをご覧ください。

第２表は、本年度の債務負担行為について、ご承認をいただこうとするものでありますが、本年度は３項目ございます。

まず、１項目目の季節労働者の生活資金につきましては、その貸付金の利子補給と損失補償であります。期間は２カ年度であり、限度額については、それぞれ限度額欄に記載のとおりであります。

次に、２項目目の農業経営基盤強化資金の利子補給につきましては、平成２９年度まで毎年度の融資平均残高に対し、利子補給率を乗じて得た額を限度としております。

次に、３項目目にあります、訓子府高等学校入学生通学支援対策事業につきましては、総額７１２万８千円を限度額とし、期間は本年度から平成２５年度までとしております。

次に、１４ページは、第３表 地方債であります。本年度に予定しております８件の事業等に係る地方債の借入限度額について、定めるものでありますが、本年度は総額で２億８，６２０万円を借り入れしようとするものであります。

１５ページと１６ページについては、歳入歳出の款別の予算額を掲載してありますので、ご覧をいただきたいと存じます。

１７ページからは、事項別明細書になりますが、歳入歳出とも特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、歳入の説明に入ります。

まず、１款、町税の１項、１目、個人では、昨年の均等割の実績人数を参考に計上したほか、所得割においては、昨年と同様に税率を６％とし、所得税との調整が生じる住宅ローン控除分として、１１１万８千円を減額計上しております。その結果、現年課税分総額では、農業所得の増加が見込まれる状況から、前年より約２，７００万円多い２億２，３８９万２千円の計上となっております。

下の表の２項、１目の固定資産税では、前年より約２００万円多い２億１，６８５万７千円の計上となっております。

次に、１９ページ中段にまいりまして、４項、１目の町たばこ税では、本数が減少傾向であり、前年より約８７万円少ない３，３３６万１千円の計上となっております。

２１ページの地方揮発油譲与税から２３ページの地方特例交付金までにつきましては、国の地方財政計画を参考に計上したものであります。

次に、２３ページの９款、１項、１目、地方交付税についてでありますが、まず、普通交付税につきましては、前年度実績を基に、公債費と事業費補正は、起債償還見込みなどに基づき増減調整を行なったほか、国勢調査人口減を反映、その他の経費については、前年度実績の２％減で、基準財政需要額を見込み、基準財政収入額は、前年度実績並で見込んだ結果、前年より１億円多い２０億円を計上しております。特別交付税については、国段階での総枠が減少することを考慮して１億円を計上し、地方交付税の予算額は、２１億円となっております。

次に、１１款、１項、１目、農林水産業費分担金につきましては、右側の説明欄のとおり２地区で、１，８６４万円の計上となっております。

２３ページから２５ページにかけて、記載の２項、１目、民生費負担金につきましては、説明欄に記載の事業の利用実態を基に、昨年より１８５万円ほど少ない１，９３７万円を計上しております。

これは、２６ページ、２節の常設保育所利用者負担金について、園児数の減が見込まれることから、１８７万円減の計上となっていることが要因であります。

次に、１２款、１項、２目、民生使用料では、１節の子育て支援センターの一時預かり料を計上し、また、２節、温泉施設使用料につきましては、入湯税と同様、利用客が減少しておりますので、前年より１２５万円ほど少ない１，１９０万４千円の計上となっております。

７目、教育使用料の１節、幼稚園使用料につきましては、意向調査に基づき、昨年より３０万円少ない１，４９１万９千円の計上でございます。

２７ページの２項、手数料では、これまでの実績等を参考にし、全体で前年より５０万円ほど多い１，６１１万５千円を計上しております。

１３款、１項、１目、民生費国庫負担金にまいりまして、１節、社会福祉費負担金にあります障害者福祉費負担金につきましては、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に対する国庫負担金であり、説明欄に記載しているとおり各事業の歳出予算の２分の１の額を計上してございます。昨年度を約６７万円上回る５，８１７万円の計上でございます。

２節、子ども手当負担金については、昨年度は児童手当と混在しており、合計６，６６４万２千円の計上でありましたので、１，２７１万円の増加といえます。これは、３歳未満が２万円に拡充されますが、差額の７千円については、国費負担になることが増加要因になると思います。

３０ページ３節、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保事業の保険者支援分として交付されるもので、道費負担金と合わせて、国保会計に繰り出しするものであります。

次に、２項、１目、民生費国庫補助金の２節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策

交付金につきましては、子育て支援事業への支援金であり、昨年度交付実績額５７２万１千円を計上しているものでございます。

３目、土木費国庫補助金の２節、道路橋梁費補助金は、本年度から「橋梁長寿命化修繕計画」を策定することから、橋梁点検委託経費の５０％、１５０万円を新たに計上するものです。

次、３１ページにまいりまして、１４款、１項、１目、民生費道負担金の１節、社会福祉費負担金にあります３項目目の障害者福祉費負担金２，９０８万５千円の計上につきましては、国庫負担金と同様、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に対するものであり、説明欄に記載しておりますとおり道の負担率は４分の１となっております。

その下の２節、子ども手当負担金については、昨年、児童手当と合わせて約１，２００万円の計上でありましたので、昨年度並みの１，１５６万８千円の計上であります。

３４ページの３節、国民健康保険基盤安定負担金については、国保税の低所得者軽減額の４分の３と保険者支援金の合算額が、交付されるものでありまして、前年より９０万円ほど少ない１，６２４万２千円の計上となっております

その下の４節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金１，２４４万４千円につきましては、広域連合に納付する保険料等負担に含まれる低所得者の保険税軽減額の４分の３が道の負担金として交付されるものでありますが、この拠出金と残りの町費負担分４分の１を加えた１，６５９万３千円については、事務費と合わせて、後期高齢者医療特別会計に繰り出しすることになるものであります。

次、２項、１目、総務費道負担金では、２１年度採択され、本年が最終年となる地域づくり交付金については、２２０万円を計上し、担い手対策事業などに充当いたします。森林環境保全整備事業費補助金は、対象事業の増により、昨年より２４０万円多い４８２万９千円の計上であります。

２目、民生費道補助金の１節、社会福祉費補助金では、留保予算とした老人クラブ運営事業費補助金については計上してございません。２節、児童福祉費補助金では、昨年、子育て支援センターの開設経費が、計上されていた関係で、１２５万円ほど少ない６８２万４千円の計上となっております。

３５ページ、３目、衛生費道補助金では、１節、衛生費補助金の子宮頸がん等ワクチン補助が、昨年度は補正予算対応でしたが、本年度は３９６万５千円、当初予算計上となっております。

４目、農林水産業費道補助金については、１節、農業費補助金では、畜産担い手育成総合整備事業の終了と２節、林業費補助金では、小規模治山事業規模の縮小により、目全体で１，４４１万８千円の減少となっております。

５目、商工費道補助金の１節、商工費補助金では、緊急雇用創出推進事業補助金について、保安林整備などの人件費に充当されますが、昨年度当初予算と比較して、７１０万円ほど多い１，６９９万円の計上であり、昨年度実施のふるさと雇用再生特別対策事業は、該当事業がなく計上しておりません。

６目、教育費道補助金の１節、社会教育費補助金では、昨年度の放課後子どもプラン推進事業費補助金と学校支援地域本部事業委託金が統合され、新たな名称となり、竹の子クラブ、みつばちクラブなど放課後対策事業に対する補助金、３２４万１千円を計上してお

ります。

３７ページ、１７款、１項の基金繰入金につきましては、総額では３９ページになりますが、前年より３億３，７４０万円ほど少ない、４，７０６万４千円の計上となっておりますが、昨年度の合計３億円については、備荒資金組合への運用替えのための計上であったこととバス通学定期助成等に係る財源を過疎債ソフト版としたことから、鉄道跡地整備等基金の繰入行わないため大幅な減額となっております。

次、１７款、２項、２目、介護保険特別会計繰入金、３４７万７千円につきましては、地域包括支援センターの職員人件費を一般会計で支出していることから、ルール計算により、介護保険会計から繰り入れするものであります。

４１ページにまいりまして、１９款、４項、１目、受託事業収入の大幅減につきましては、畜産担い手育成総合整備事業の終了によるものであります。

５項、１目、農業生産基盤整備事業推進交付金の持続的農業・農村づくり促進特別対策事業推進交付金、１，３４７万円の計上につきましては、道営畑総事業の受益者負担軽減のために交付される道費補助分が、北海道土地改良団体連合会経由で交付されるものであります。

６項、５目、雑入で前年より３億円ほど多い３億４，９００万３千円の計上となっておりますが、これは、４４ページにあります昨年度運用した備荒資金組合からの３億円の返還金であり、その他については、例年と変わらない計上となっております。

次に、町債でありますが、１４ページの第３表で説明をしましたとおり合わせて、２億８，６２０万円の計上となっております。内訳といたしましては、過疎債が９，６２０万円、臨時財政対策債が１億９千万円となっております。

以上で、歳入についての説明を終わります。

○議長（橋本憲治君）　ここで、暫時休憩をしたいと思います。

午後３時２０分まで休憩をしたいと思います。

休憩　午後３時１０分
再開　午後３時２６分

○議長（橋本憲治君）　休憩前に戻り、会議を再開いたしたいと思います。

歳出に入る前に、新年度予算は、大幅に予算書の記載が変わりましたので、歳出については、皆さんの確認も含めて、再度、予算書を再認識をしていただくという意味で、本日はこの程度でとめたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君）　お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労様でございました。
明日は、午前９時３０分からですので、ご参集よろしくお願いをしたいと思います。

散会　午後　３時２８分